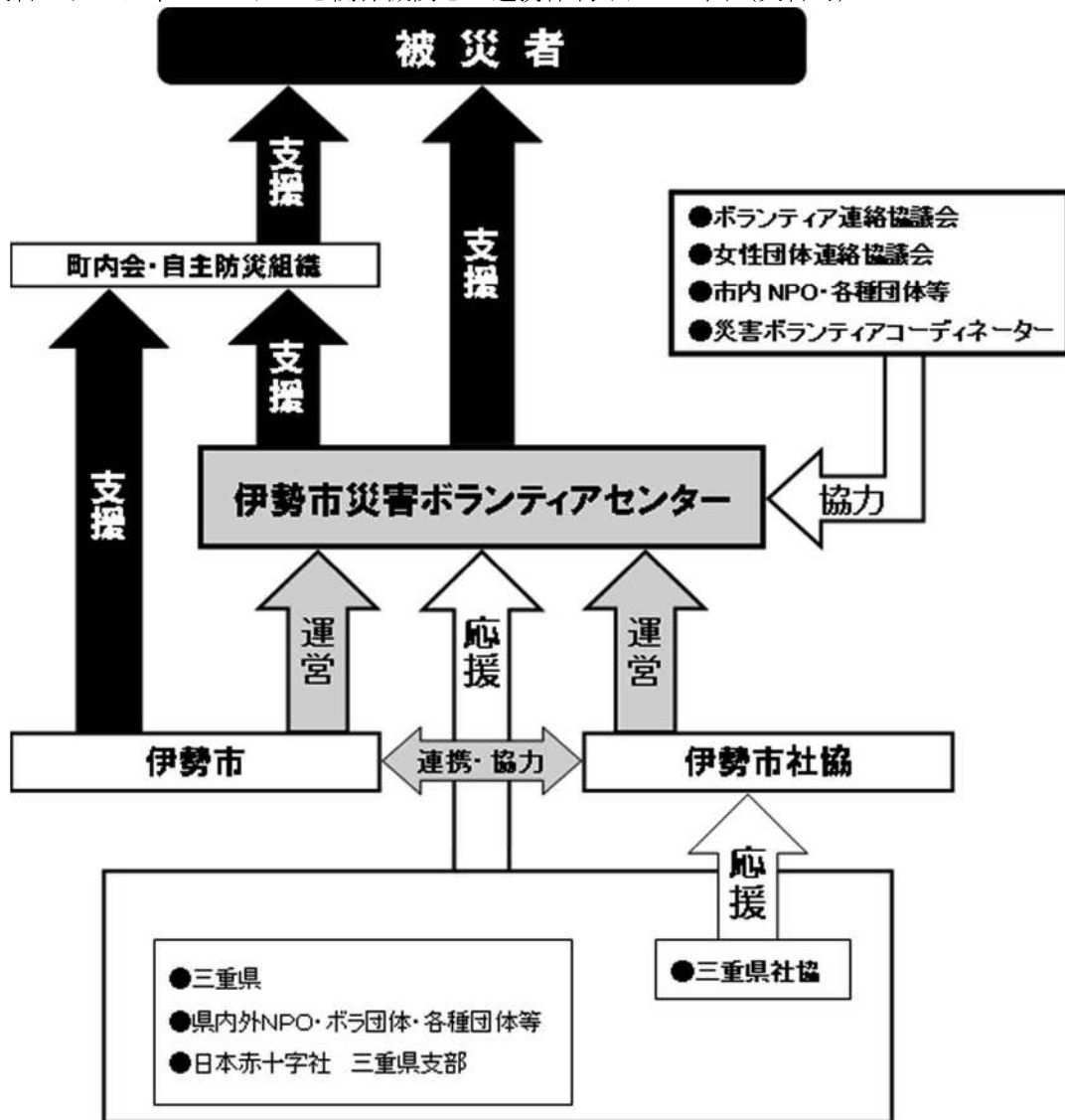


9 ボランティアの受入れ体制

市災害ボランティアセンターと関係機関との連携体制イメージ図（災害時）



10 市道の整備

路線名	延長	施工場所
一之木 5 丁目 16 号線	L=330m	一之木 5 丁目地内ほか
元町 46 号線	L=182m	小俣町元町地内
小俣 5 号線	L=40m	小俣町本町地内ほか
中村楠部 17-1 号線	L=170m	中村町地内ほか
神菌 11-1 号線	L=700m	神菌町地内
宮本 1 号線	L=2, 550m	旭町地内ほか
栗野 5-2 号線	L=700m	栗野町地内ほか
楠部 27 号線	L=620m	神田久志本町地内ほか
八日市場高向線	L=343m	御菌町高向地内
高向神田線	L=47m	御菌町高向地内
楠部 22 号線	L=420m	楠部町地内
高向小俣線	L=1, 262m	小俣町元町地内ほか
植山明野線	L=160m	植山町地内
植山 29-21 号線	L=185m	植山町地内

路線名	延長	施工場所
植山 29-22 号線	L=240m	植山町地内
下野 29-23 号線	L=115m	下野町地内ほか
小俣 1 号線	L=156m	小俣町元町地内

1 1 公共空地の整備

公共空地名	面積	所在地
野依ふれあい公園※	A=3,345 m ²	西豊浜町地内
野村公園※	A=2,101 m ²	野村町地内
うえやま公園※	A=1,628 m ²	植山町地内
明野北部公園	A=2,501 m ²	小俣町明野地内
明野東部公園	A=2,327 m ²	小俣町明野地内
高向西公園※	A=2,846 m ²	御菌町高向地内
西口公園	A=1,212 m ²	二俣 2 丁目地内

※避難・集合の場所について、津波被害が想定される地区であるため、津波の心配がない場合に限る。

1 2 公共施設の整備

施設名	施行面積	工事内容	所在地
シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢 (観光文化会館)	大ホール 1,060 m ² ロビー 200 m ²	天井耐震改修	岩渕 1 丁目地内
小俣総合体育館	アリーナ 2,410 m ²	天井耐震改修	小俣町新村地内
小俣農村環境改善センター	多目的ホール 356 m ²	天井耐震改修	小俣町本町地内
ハートプラザみその	多目的ホール 320 m ²	天井耐震改修	御菌町長屋地内
伊勢市生涯学習センター いせトピア	多目的ホール 633 m ²	天井耐震改修	黒瀬町地内

1 3 市内河川の整備目標

区分	一級河川(直轄)		一級河川(県管理)		二級河川		準用河川
	河川名	整備(要望事項)	河川名	整備(要望事項)	河川名	整備(要望事項)	河川名
五十鈴川 関連河川	宮川水系 五十鈴川	改修事業 の促進	五十鈴川 (上中流)	改修事業の 促進			矢田川(上流)
							一字田川(中上流)
			ケーブル川(下流)				
			滝倉川				
			五十鈴川 派川				松下川
勢田川 関連河川	宮川水系 勢田川	改修事業 の促進	桧尻川 (下流)	改修事業の 促進			豊川
							桧尻川(上流)
	桧尻川支川						
	朝川支川(中流)						
	勢田川						
宮川水系 桧尻川	排水機場 ポンプの 増設						朝川(上流)
							船江山川
宮川 関連河川	宮川水系 宮川	築堤護岸 整備の促進	宮川	無堤箇所 の堤防構築			横輪川(上流)
							亀谷郡川
							大倉川
							菌川

区分	一級河川(直轄)		一級河川(県管理)		二級河川		準用河川
	河川名	整備 (要望事項)	河川名	整備 (要望事項)	河川名	整備 (要望事項)	河川名
			汁谷川	排水機場ポンプの増設			開花川 古屋川 菖蒲川 汁谷川 菱川
その他の河川	宮川水系 大湊川	改修事業 の促進			外城田川 (下流)	改修事業の促進	外城田川(上流) 大堀川支川(中流)

14 老朽ため池

ため池名	位置	ため池規模			危険箇所
		堤高	堤長	貯水量	
長谷池	津村町	7	36	30,000	堤塘
新池	津村町	8	46	10,000	堤塘
西池	黒瀬町	4	40	40,000	堤塘
東池	黒瀬町	4	100	50,000	堤塘
西世古池	前山町	8	75	20,000	堤塘
笹原池	佐八町	8	75	100,000	堤塘

15 山崩れ・がけ崩れ注意箇所

①山腹崩壊危険地区

位 置	面積 (ha)	公共施設等					道路
		50 戸以上 人家	49 ～ 10 戸	9 ～ 5 戸	4 戸以下	(道路除く) 公共施設	
朝熊町 岳	1					1	
〃 堂山	3		20				市
一字田町 高岡	1		15				市
楠部町 奥	1		20			1	市
久世戸町 中之切	1		25				市
宇治今在家町 大床谷	5			5			県
〃 田代	1			5			県
〃 〃 II	1				2	1	県
〃 仙人	1			5			県
藤里町 檜原	2		14				市
前山町 大山	2				3		市
〃 西山	2		40			1	市
二俣町 東万所	2		25				
佐八町 岡田	2		10			2	市
横輪町 廣上	3			7			県
矢持町 下村村上	1		10			1	県
〃 菖蒲前田	4			9			市
〃 菖蒲上村	2			9		1	市
〃 上村里東	2			7		1	県
〃 床木家の前	6		11			1	県
宇治館町 岩井田山眞浄院谷	5			5		1	県
宇治浦田 3丁目	2		29				市
勢田町 永代山	1		16				市
辻久留町 南尾	7	80				1	県
二見町江 草山	7		42				国
二見町茶屋 子ヶ山	1			7			
計	66						

②崩壊土砂流出危険地区

位 置	面積 (ha)	公共施設等					道 路
		50 戸以上 人 家	49 ～ 10 戸	9 ～ 5 戸	4 戸以下	(道路除く) 公共施設	
宇治今在家町 高麗広Ⅰ 大 床	0.30				3		県
〃 高麗広Ⅱ 仙 人	0.84				2		県
横輪町 小河内	0.60		10			1	市
辻久留町 南 尾	0.05		10			1	市
宇治今在家町 岡田林	0.18			9		1	国
二見町茶屋 西山堂	0.24		11				市
二見町松下 中之谷、滝落、堂山 古屋敷	0.18		20				国
〃 尾山、烏帽子垣、 中之谷	0.29		20				国
計	2.68						

③砂防指定地内の溪流

水系名	溪流名	位置
宮川	菖蒲川	矢持町菖蒲
宮川	西の谷川	二見町松下
—	子ヶ谷	二見町茶屋
宮川	松下大谷川	二見町松下

④急傾斜地崩壊危険箇所

箇所名	備考	地形			人家戸 数(戸)	公共 施設
		傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
朝熊 1		40	300	30	43	有り
朝熊 2		65	230	25	28	有り
朝熊 3		35	160	12	8	有り
一字田		45	260	26	15	有り
鹿海		30	220	8	6	
楠部 1		40	200	19	16	有り
楠部 2		40	590	22	59	有り
古市 1		35	100	10	7	
古市 2		65	110	7	29	
倭 1		35	70	7	8	有り
倭 2		55	350	13	41	有り
倭 3		30	230	5	23	有り

箇所名	備考	地形			人家戸数(戸)	公共施設
		傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
尾上 1		40	340	12	43	有り
尾上 2		35	290	17	41	有り
尾上 3		30	100	5	7	
岡本 1	2丁目	45	85	9	15	有り
岡本 2	2丁目	65	290	11	21	有り
岡本 3	2丁目	70	120	7	7	有り
岡本 4	2丁目	60	60	9	6	
岡本 5	2丁目	40	250	22	14	有り
勢田 1		70	80	16	6	有り
勢田 2		65	100	5	7	有り
勢田 3		42	410	15	56	有り
勢田 4		45	193	16	29	有り
久世戸		50	70	10	5	有り
中之		40	560	8	32	
桜木 1		37	170	8	44	有り
桜木 2		40	80	6	6	有り
中村	桜ヶ丘	35	80	7	6	
浦口 1	3丁目	50	170	10	13	
浦口 2	3丁目	40	410	17	43	有り
浦口 3	3丁目	70	310	16	70	有り
浦口 4	4丁目	45	390	8	40	
宇治 1		50	70	10	12	有り
宇治 2		37	190	8	15	
宇治 3		30	80	5	11	有り
神菌 1		30	210	12	6	有り
神菌 2		45	240	8	8	有り
上野		35	210	9	6	有り
横輪		60	440	8	16	
矢持 1	下村	30	80	12	5	
矢持 2	下村	45	180	40	9	有り
矢持 3	菖蒲	45	150	55	6	有り
矢持 4	上村	45	140	18	8	有り
矢持 5	床ノ木	45	280	37	11	有り
辻久留	2丁目	45	50	5	5	
上野 1		50	70	6	5	
朝熊 1		41	90	22	6	有り
久世戸 1		70	40	10	7	有り
岡本 1	2丁目	50	60	8	6	有り
尾上 1		50	100	10	7	有り

箇所名	備考	地形			人家戸数(戸)	公共施設
		傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
楠部 1		60	40	8	7	有り
常磐 1		60	55	9	1	有り
豊川 1		40	245	14	11	有り
神田久志本 1		45	75	10	6	有り
神田久志本 2		30	90	11	2	有り
神田久志本 3		50	180	13	2	有り
神田久志本 4		40	65	13	0	有り
神田久志本 5		40	35	8	0	
神田久志本 6		40	120	16	0	有り
神田久志本 7		35	95	14	14	有り
神田久志本 8		40	95	12	8	有り
神田久志本 9		40	80	20	0	有り
楠部 1		40	500	70	37	有り
朝熊 1		55	275	115	5	有り
朝熊 2		70	275	13	8	有り
大倉 1		30	240	14	7	有り
二俣 1		70	120	15	11	有り
豊川 2		45	105	24	7	有り
辻久留 1		30	800	90	63	有り
二俣 2		35	160	54	15	有り
二俣 3		50	100	30	13	有り
浦口 1		30	60	27	7	有り
旭 1		45	95	40	0	有り
藤里 1		35	105	16	19	有り
豊川 3		40	170	37	16	有り
藤里 2		40	425	24	31	有り
藤里 3		30	150	17	6	有り
豊川 4		40	180	38	29	有り
藤里 4		45	130	13	9	有り
藤里 5		40	210	16	9	有り
勢田 1		35	65	15	14	有り
一字田 1		70	80	25	9	有り
一字田 2		45	80	20	13	有り
神菌 1		30	115	13	0	
一字田 3		75	120	15	5	有り
朝熊 3		40	170	35	9	有り
朝熊 4		60	360	30	7	有り
朝熊 5		45	175	35	5	有り
一字田 4		35	110	20	8	有り

箇所名	備考	地形			人家戸数(戸)	公共施設
		傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
一字田 5		60	135	25	7	有り
一字田 6		65	295	20	11	有り
前山 1		50	200	45	6	有り
前山 2		45	210	15	9	有り
藤里 6		35	80	13	15	有り
藤里 7		35	185	23	10	
勢田 2		40	130	50	14	有り
宇治浦田 1		45	195	20	5	有り
宇治浦田 2		55	270	33	17	有り
宇治館 1		50	290	45	0	
上野 1		45	190	90	16	有り
上野 2		30	60	22	7	有り
佐八 1		30	130	18	0	有り
神菌 2		35	135	26	7	有り
上野 3		40	165	18	3	有り
矢持 1		30	130	40	0	有り
矢持 2		50	125	115	1	有り
横輪 1		35	55	30	0	有り
朝熊 6		60	175	25	0	有り
倭 1		60	145	7	6	
神田久志本 10		50	440	15	5	有り
辻久留 2		50	200	35	11	有り
浦口 2		70	90	50	7	有り
勢田 3		70	125	20	7	有り
一字田 7		35	190	20	8	有り
朝熊 7		42	380	30	12	有り
二俣 4		80	260	15	31	有り
勢田 4		77	320	15	24	有り
神田久志本 11		40	60	10	7	有り
藤里 8		50	235	20	2	有り
藤里 9		45	80	27	13	有り
藤里 10		55	100	20	6	有り
一字田 8		30	160	20	5	有り
一字田 9		45	220	11	7	有り
一字田 10		75	135	10	5	
常磐 1		45	95	14	4	有り
神田久志本 1		45	95	10	4	
朝熊 1		40	125	35	2	有り
大倉 1		40	30	38	4	有り

箇所名	備考	地形			人家戸数(戸)	公共施設
		傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
二俣 1		35	140	19	3	有り
辻久留 1		40	55	11	3	有り
辻久留 2		40	55	20	1	有り
楠部 1		75	45	14	4	有り
勢田 1		55	130	21	1	有り
中村 1		45	220	17	1	有り
朝熊 2		70	160	18	3	有り
朝熊 3		45	130	45	3	有り
朝熊 4		40	50	20	3	
朝熊 5		30	140	34	2	
一字田 1		45	55	12	4	有り
一字田 2		50	65	16	3	
一字田 3		60	130	20	4	有り
一字田 4		45	55	8	4	有り
一字田 5		35	150	20	1	有り
一字田 6		60	20	12	1	
豊川 1		30	220	30	4	有り
前山 1		45	60	9	1	
前山 2		35	90	15	3	有り
上野 1		45	135	15	3	
上野 2		60	120	18	1	
上野 3		45	125	13	3	
上野 4		30	130	87	1	有り
矢持 1		40	80	110	1	
矢持 2		42	155	115	2	有り
矢持 3		45	130	70	1	有り
横輪 1		85	95	44	4	有り
横輪 2		30	35	75	1	有り
矢持 4		45	240	120	2	有り
矢持 5		30	170	55	2	有り
矢持 6		40	125	76	3	有り
朝熊 6		50	250	35	2	有り
朝熊 7		45	185	15	4	有り
中村 2		45	60	9	2	有り
朝熊 8		90	140	20	1	
茶屋 1	子ヶ山	40	230	50	14	有り
茶屋 2	鎌研	30	640	120	22	有り
江 1	丸山	41	80	82	0	有り
江 2	江山	40	630	40	91	有り

箇所名	備考	地形			人家戸数(戸)	公共施設
		傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
松下 1	東ノ谷	35	540	35	59	有り
松下 2	中ノ谷	37	350	30	40	有り
松下 3	西ノ脇	37	330	25	45	有り
松下 4	西ノ脇	43	290	34	44	有り
溝口 1		50	245	34	3	有り
山田原 1		35	410	60	5	有り
三津 1		65	165	35	7	有り
山田原 2		45	315	50	27	有り
松下 1		65	135	30	42	
松下 2		50	105	20	3	有り
松下 3		70	130	30	0	
松下 4		70	100	40	2	有り
三津 1		60	170	50	1	
三津 2		45	120	50	4	有り
松下 1		55	185	32	1	有り
松下 2		50	210	22	2	有り
松下 3		45	80	24	3	有り
松下 4		40	135	11	3	有り
松下 5		45	145	10	2	有り
新村 1		35	170	14	6	有り
新村 2		30	95	15	5	有り
新村 3		80	235	40	14	有り
新村 1		35	165	20	2	有り
新村 2		35	130	18	3	有り
新村 3		60	65	8	3	有り
勢田 5		70	120	6	8	有り
浦口 5		70	170	10	9	
辻久留 2		70	200	8	22	有り
桜木 3		50	120	7	12	有り
宇治 4		50	130	10	7	
上野 2		30	270	15	9	有り
浦田 1		40	60	35	5	有り
勢田 1		60	100	7	8	有り
二俣 1		60	150	15	3	
朝熊 1		60	290	25	10	有り
上野 1		45	240	45	18	有り
藤里 1		30	160	23	19	有り
前山 1		45	135	30	14	有り
朝熊 1		50	125	19	1	有り
松下 1		35	160	30	2	有り
新村 1		65	220	30	5	有り

⑤地すべり危険箇所

箇所名	位置	面積 (h a)	地域機関	指定の有無
神菌	神菌町	6.4	伊勢建設事務所	無
菖蒲	矢持町菖蒲	15.3	〃	無

⑥土石流危険渓流

水系名	渓流名	位置	流域面積 (k m ²)	人家戸数(戸)	渓流番号
宮川	木場谷	神菌町	0.04	5	45003 I A
宮川	広木谷	神菌町	0.04	7	45005 I A
宮川	庵ノ上	矢持町床ノ木	0.02	5	45007 I A
宮川	菖蒲川	矢持町菖蒲	2.25	9	45010 I A
宮川	広 第一	横輪町	0.03	5	45012 I A
宮川	広 第二	横輪町	0.03	5	45013 I A
宮川	上野 (1)	上野町	0.06	5	45014 I A
宮川	上野 (2)	上野町	0.07	12	45015 I A
宮川	石伝第一	上野町	0.01	28	45016 I A
宮川	石伝第二	上野町	0.06	31	45017 I A
宮川	宮の谷	佐八町	0.02	0	45020 I A
宮川	西山	前山町	0.01	3	45024 I A
宮川	神宮西山茶ノ木谷	前山町	0.21	17	45025 I A
宮川	神宮西山小桜谷	前山町	0.03	0	45026 I A
宮川	高原	藤里町	0.06	18	45027 I A
宮川	藤里川	藤里町	0.29	11	45028 I A
宮川	豊川 (2)	豊川町	0.1	7	45030 I A
宮川	旭谷	旭町	0.02	0	45031 I A
宮川	辻久留 (1)	辻久留町	0.03	26	45034 I A
宮川	辻久留 (2)	辻久留町	0.01	7	45035 I A
宮川	東方所	二俣町	0.02	5	45036 I A
宮川	万所谷川	二俣町	0.1	7	45037 I A
宮川	辻久留谷川	浦口町	0.41	35	45038 I A
宮川	高倉川 (3)	常磐町	0.05	19	45041 I A
宮川	浦田川	宇治浦田町	0.11	14	45045 I A
宮川	檜尾第二	宇治浦田町	0	95	45046 I A
宮川	檜尾第一	宇治浦田町	0.01	100	45047 I A
宮川	滝倉	宇治浦田町	0.1	188	45048 I A
宮川	今在家谷川	宇治中之切町	0.03	27	45049 I A
宮川	大麻 (1)	宇治今在家町高麗広	0.04	0	45052 I A
宮川	子安谷	宇治館町	0.08	0	45056 I A
宮川	奥の谷	宇治館町	0.03	20	45057 I A
宮川	西行谷 (1)	宇治館町	0.08	0	45058 I A
宮川	西行谷 (2)	宇治館町	0.14	0	45059 I A
宮川	宇田	一字田町	0.05	5	45060 I A
宮川	虫喰ヶ谷	朝熊町	0.02	0	45069 I A
宮川	三段坂	朝熊町	0.01	3	45071 I A
—	箕曲瀬 (1)	朝熊町	0.01	0	45075 I C
—	箕曲瀬 (2)	朝熊町	0.01	0	45076 I C
—	箕曲瀬 (3)	朝熊町	0.01	0	45077 I C
—	箕曲瀬 (4)	朝熊町	0.01	0	45078 I C
—	箕曲瀬 (5)	朝熊町	0.06	0	45079 I C
—	箕曲瀬 (6)	朝熊町	0.01	0	45080 I C

水系名	溪流名	位置	流域面積 (k m ²)	人家 戸数(戸)	溪流番号
—	箕曲瀬 (7)	朝熊町	0.02	0	45081 I C
宮川	西五十鈴川	矢持町上村	0.93	3	45082 I A
宮川	西山田	神菌町	0.07	1	45001 II A
宮川	五郎谷	神菌町	0.08	2	45002 II A
宮川	中尾谷	神菌町	0.1	3	45004 II A
宮川	考	矢持町上村	0.02	1	45006 II A
宮川	助ヶ谷	矢持町床ノ木	0.12	3	45008 II A
宮川	奥ノ谷	矢持町上村	0.08	3	45009 II A
宮川	広 第三	横輪町	0.04	1	45011 II A
宮川	口山田	津村町	0.01	2	45018 II A
宮川	山畑	大倉町	0.02	3	45023 II A
宮川	豊川 (1)	豊川町	0.07	3	45029 II A
宮川	一の谷	旭町	0.04	3	45032 II A
宮川	二の谷	旭町	0.02	3	45033 II A
宮川	毘沙門谷	鹿海町	0.01	2	45042 II A
宮川	奥の谷	鹿海町	0.04	3	45043 II A
宮川	万兵衛谷	宇治今在家町高麗広	0.23	1	45050 II A
宮川	アオリ坂ノ谷	宇治今在家町高麗広	0.05	1	45051 II A
宮川	大麻 (2)	宇治今在家町高麗広	0.03	1	45053 II A
宮川	冷水谷	宇治今在家町高麗広	0.1	1	45054 II A
宮川	露谷	宇治今在家町高麗広	0.08	2	45055 II A
宮川	鎌姥	朝熊町	0.01	3	45070 II A
宮川	木売谷	朝熊町大久保	0.02	1	45073 II A
宮川	高倉谷川	常磐町	0.05	4	45039 II A
宮川	高倉谷川	常磐町	0.04	4	45040 II A
宮川	猪剥谷	朝熊町	0.07	0	45072 I A
宮川	江 (1)	二見町江	0.03	0	47003 I A
宮川	江 (2)	二見町江	0.06	0	47004 I A
宮川	明神前	二見町江	0.01	16	47008 I A
宮川	江山	二見町茶屋	0.02	15	47009 I A
宮川	丸山	二見町茶屋	0.01	13	47010 I A
宮川	松下小谷川	二見町松下	0.17	6	47015 I A
—	北浦	二見町三津	0.02	4	47017 I C
—	子ヶ谷	二見町茶屋	0.02	8	47018 I C
—	滝坪谷	二見町茶屋	0.05	1	47019 I C
—	丸山	二見町江	0.03	2	47020 I C
—	池の浦 (3)	二見町池の浦	0.02	0	47025 I C
—	竹ヶ谷	二見町池の浦	0.04	0	47026 I C
—	池の浦 (4)	二見町池の浦	0.01	0	47027 I C
—	桜口	二見町池の浦	0.01	25	47028 I C
—	池の浦 (5)	二見町池の浦	0.04	25	47029 I C
—	池の浦 (6)	二見町池の浦	0.02	0	47030 I C
宮川	松下 (1)	二見町松下	0.05	4	47011 II A
宮川	松下 (2)	二見町松下	0.03	1	47012 II A
宮川	松下 (3)	二見町松下	0.2	4	47014 II A
宮川	松下川	二見町松下	0.07	3	47016 II A

16 県が指定する土砂災害(特別)警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づいて、令和3年1月29日現在、県が指定する土砂災害(特別)警戒区域は下記のとおりとなっている。

警戒区域	所在地	避難所
矢持1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
矢持2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
矢持3	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
矢持4	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
矢持5-1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
矢持1-1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
矢持2-1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
矢持1-2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
矢持2-2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
矢持3-1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
矢持4-1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
矢持5	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
矢持6	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
矢持7	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
矢持8	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
矢持9	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
考	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
庵ノ上	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
助ヶ谷	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
奥ノ谷	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
菖蒲川1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
菖蒲川4	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
菖蒲川5	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
菖蒲川6	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
菖蒲川7	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
菖蒲川8	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
菖蒲川9	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
西五十鈴川1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
西五十鈴川2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
西五十鈴川3	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
西五十鈴川4	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
西五十鈴川5	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
西五十鈴川6	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
下村1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
下村2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
菖蒲1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
菖蒲2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
菖蒲3	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
上村1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
上村2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
床木1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
床木2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
床木3	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園

警戒区域	所在地	避難所
床木 4	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
床木 5	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
床木 6	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園
横輪 1	伊勢市横輪町	上野小学校
横輪 2	伊勢市横輪町	上野小学校
横輪 3	伊勢市横輪町	上野小学校
横輪 4	伊勢市横輪町	上野小学校
横輪 5	伊勢市横輪町	上野小学校
横輪 6	伊勢市横輪町	上野小学校
横輪 7	伊勢市横輪町	上野小学校
横輪 8	伊勢市横輪町	上野小学校
横輪 9	伊勢市横輪町	上野小学校
横輪 10	伊勢市横輪町	上野小学校
横輪町 1	伊勢市横輪町	上野小学校
横輪町 2	伊勢市横輪町	上野小学校
横輪町 3	伊勢市横輪町	上野小学校
広 第三	伊勢市横輪町	上野小学校
広 第一	伊勢市横輪町	上野小学校
横輪町 4	伊勢市横輪町	上野小学校
新村 3	伊勢市小俣町新村	明野小学校
新村 1	伊勢市小俣町新村	明野小学校
新村 1	伊勢市小俣町新村	明野小学校
新村 2	伊勢市小俣町新村	明野小学校
小俣町 1	伊勢市小俣町新村	明野小学校
小俣町 2	伊勢市小俣町新村	明野小学校
新村Ⅱ-2	伊勢市小俣町新村	明野小学校
新村Ⅲ-1	伊勢市小俣町新村	明野小学校
新村Ⅲ-2	伊勢市小俣町新村	明野小学校
新村Ⅰ	伊勢市小俣町新村	明野小学校
新村Ⅱ	伊勢市小俣町新村	明野小学校
高麗広Ⅱ-1	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
高麗広Ⅱ-2	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
高麗広Ⅱ-3	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
高麗広Ⅱ-4	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
高麗広Ⅱ-5	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
高麗広Ⅱ-6	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
高麗広Ⅱ-7	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
高麗広Ⅱ-8	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
高麗広Ⅱ-9	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
高麗広Ⅱ-10	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
高麗広Ⅱ-11	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
高麗広Ⅱ-12	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
松下 7	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 8	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 9	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 10	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 15	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校

警戒区域	所在地	避難所
松下 14	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 16	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 19	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 2	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 24	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 20	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 17	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 11	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 1	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 12	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 3	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 4	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 5	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 6	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 13	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 18	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 21	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
アオリ坂ノ谷	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
冷水谷	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
露谷	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
灰ノ木原谷川	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
高麗広Ⅱ-2	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
高麗広Ⅱ-3	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
高麗広Ⅱ-4	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
高麗広Ⅱ-5	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校校舎
松下 1	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 2	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下大谷川	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下小谷川	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 5	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校

松下 6	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 3	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 10	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 11	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 12	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 13	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
松下 14	伊勢市二見町松下	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
虫喰ヶ谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園
猪剥谷-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園
猪剥谷-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園
箕曲瀬 1	伊勢市朝熊町	しごうこども園
箕曲瀬 3	伊勢市朝熊町	しごうこども園
箕曲瀬 4	伊勢市朝熊町	しごうこども園
木売谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園
大谷川-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園
大谷川-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園
大谷川-3	伊勢市朝熊町	しごうこども園

警戒区域	所在地	避難所
朝熊谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 1	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 2	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 3	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 4	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 5	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 6	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 7	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 8	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 9	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 10	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 11	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 12	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 13	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 14	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 15	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 16	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 17	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 18	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 19	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 20	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 21	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 22	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 23	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 24	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 25	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 26	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 27	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 28	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 29	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 30	伊勢市朝熊町	しごうこども園
朝熊 31	伊勢市朝熊町	しごうこども園
鹿海	伊勢市鹿海町	しごうこども園
一字田	伊勢市一字田町	しごうこども園
江	伊勢市二見町江	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
明神前	伊勢市二見町江	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
江山	伊勢市二見町江	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
子ヶ谷	伊勢市二見町茶屋	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
滝坪谷	伊勢市二見町茶屋	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
茶屋 1	伊勢市二見町茶屋	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
茶屋 2	伊勢市二見町茶屋	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
江 1	伊勢市二見町江	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
江 2	伊勢市二見町江	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校

溝口 1	伊勢市二見町溝口	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
山田原 1	伊勢市二見町山田原	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
三津 1	伊勢市二見町三津	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
光の街 1	伊勢市二見町光の街	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校

警戒区域	所在地	避難所
三津 2	伊勢市二見町三津	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
三津 3	伊勢市二見町三津	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
光の街 2	伊勢市二見町光の街	二見公民館、旧二見浦小学校、二見浦小学校・二見中学校
広木谷	伊勢市神菌町	上野小学校、旧沼木中学校
上野(1)	伊勢市上野町	上野小学校、旧沼木中学校
奥の谷 1	伊勢市宇治館町	三重交通G スポーツの杜 伊勢 (三重県営総合競技場陸上競技場)
西山田	伊勢市神菌町	上野小学校、旧沼木中学校
五郎谷	伊勢市神菌町	上野小学校、旧沼木中学校
木場谷	伊勢市神菌町	上野小学校、旧沼木中学校
中尾谷	伊勢市神菌町	上野小学校、旧沼木中学校
上野(2)-1	伊勢市上野町	上野小学校、旧沼木中学校
上野(2)-2	伊勢市上野町	上野小学校、旧沼木中学校
石伝第一	伊勢市上野町	上野小学校、旧沼木中学校
石伝第二	伊勢市上野町	上野小学校、旧沼木中学校
奥の谷 2	伊勢市鹿海町	宇治山田商業高等学校、しごうこども園
浦田川 1	伊勢市宇治浦田町	進修小学校校舎、五十鈴中学校
浦田川 2	伊勢市宇治浦田町	進修小学校校舎、五十鈴中学校
浦田川 3	伊勢市宇治浦田町	進修小学校校舎、五十鈴中学校
滝倉	伊勢市宇治浦田町	進修小学校校舎、五十鈴中学校
今在家谷川	伊勢市宇治中之切町	進修小学校校舎、五十鈴中学校
西行谷(1)	伊勢市宇治館町	三重交通G スポーツの杜 伊勢 (三重県営総合競技場陸上競技場)
西行谷(2)	伊勢市宇治館町	三重交通G スポーツの杜 伊勢 (三重県営総合競技場陸上競技場)
宇田	伊勢市一字田町	しごうこども園
宇治浦田(1)	伊勢市宇治浦田 3 丁目	進修小学校校舎、五十鈴中学校
宇治今在家 1	伊勢市宇治今在家町	進修小学校校舎、五十鈴中学校
一字田 2	伊勢市一字田町	しごうこども園
鹿海 2	伊勢市鹿海町	宇治山田商業高等学校、しごうこども園
宇治浦田 1	伊勢市宇治浦田 3 丁目	進修小学校校舎、五十鈴中学校
宇治 2	伊勢市宇治中之切町	進修小学校校舎、五十鈴中学校
宇治 3	伊勢市宇治館町	三重交通G スポーツの杜 伊勢 (三重県営総合競技場陸上競技場)
神菌 1	伊勢市神菌町	上野小学校、旧沼木中学校
神菌 2	伊勢市神菌町	上野小学校、旧沼木中学校
上野 6	伊勢市上野町	上野小学校、旧沼木中学校
楠部 1	伊勢市楠部町	宇治山田商業高等学校、しごうこども園
楠部 2	伊勢市楠部町	宇治山田商業高等学校、しごうこども園
楠部 3	伊勢市楠部町	宇治山田商業高等学校、しごうこども園
一字田 3	伊勢市一字田町	しごうこども園
一字田 4	伊勢市一字田町	しごうこども園
宇治浦田 2	伊勢市宇治浦田 3 丁目	進修小学校校舎、五十鈴中学校
宇治浦田 3	伊勢市宇治浦田 3 丁目	進修小学校校舎、五十鈴中学校
宇治浦田 4	伊勢市宇治浦田 2 丁目	進修小学校校舎、五十鈴中学校
上野 2	伊勢市上野町	上野小学校、旧沼木中学校
上野 3	伊勢市上野町	上野小学校、旧沼木中学校
神菌 3	伊勢市神菌町	上野小学校、旧沼木中学校

警戒区域	所在地	避難所
上野 4	伊勢市上野町	上野小学校、旧沼木中学校
楠部 4	伊勢市楠部町	宇治山田商業高等学校、しごうこども園
一字田 5	伊勢市一字田町	しごうこども園
宇治浦田 5	伊勢市宇治浦田 2 丁目	進修小学校校舎、五十鈴中学校
上野 5	伊勢市上野町	上野小学校、旧沼木中学校
宇治浦田 6	伊勢市宇治浦田 3 丁目	進修小学校校舎、五十鈴中学校
上野 1	伊勢市上野町	上野小学校、旧沼木中学校
楠部 5	伊勢市楠部町	宇治山田商業高等学校、しごうこども園
一字田 6	伊勢市一字田町	しごうこども園
上野 7	伊勢市上野町	上野小学校、旧沼木中学校
上野 8	伊勢市上野町	上野小学校、旧沼木中学校
上野 9	伊勢市上野町	上野小学校、旧沼木中学校
上野 10	伊勢市上野町	上野小学校、旧沼木中学校
鹿海 3	伊勢市鹿海町	宇治山田商業高等学校、しごうこども園
楠部 6	伊勢市楠部町	宇治山田商業高等学校、しごうこども園
楠部 7	伊勢市楠部町	宇治山田商業高等学校、しごうこども園
楠部 8	伊勢市楠部町	宇治山田商業高等学校、しごうこども園
宇治浦田 7	伊勢市宇治浦田 2 丁目	進修小学校校舎、五十鈴中学校
宇治浦田 8	伊勢市宇治浦田町	進修小学校校舎、五十鈴中学校
宇治 4	伊勢市宇治中之切町	進修小学校校舎、五十鈴中学校
鹿海 4	伊勢市鹿海町	宇治山田商業高等学校、しごうこども園
楠部 1	伊勢市楠部町	修道小学校
楠部 2	伊勢市楠部町	修道小学校
古市 1	伊勢市古市町	修道小学校、五十鈴中学校
古市 2	伊勢市楠部町	修道小学校
倭 1	伊勢市倭町	修道小学校
倭 2	伊勢市尾上町	修道小学校
倭 3	伊勢市倭町	修道小学校
尾上 1	伊勢市尾上町	明倫小学校校舎、 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢
尾上 2	伊勢市尾上町	明倫小学校校舎、 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢
尾上 3	伊勢市尾上町	明倫小学校校舎、 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢
岡本 1	伊勢市岡本 2 丁目	明倫小学校校舎、 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢
岡本 2	伊勢市岡本 2 丁目	明倫小学校校舎、 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢
岡本 3	伊勢市岡本 2 丁目	明倫小学校校舎、 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢
岡本 4	伊勢市岡本 2 丁目	明倫小学校校舎、 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢
岡本 5	伊勢市岡本 2 丁目	明倫小学校校舎、 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢
勢田 1	伊勢市勢田町	明倫小学校校舎、 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢
勢田 2	伊勢市勢田町	修道小学校、五十鈴中学校
勢田 3	伊勢市勢田町	修道小学校、五十鈴中学校
勢田 4	伊勢市勢田町	修道小学校、五十鈴中学校
中之	伊勢市中之町	修道小学校、五十鈴中学校
桜木 1	伊勢市桜木町	五十鈴中学校

警戒区域	所在地	避難所
桜木 2	伊勢市桜木町	五十鈴中学校
中村桜ヶ丘	伊勢市中村町桜ヶ丘	五十鈴中学校
浦口 1	伊勢市浦口 3 丁目	中島小学校校舎、 伊勢市福祉健康センター
浦口 2	伊勢市浦口 2 丁目	早修小学校、伊勢市福祉健康センター
浦口 3	伊勢市浦口 3 丁目	中島小学校校舎
浦口 4	伊勢市浦口 4 丁目	伊勢宮川中学校
辻久留 1	伊勢市辻久留 2 丁目	伊勢宮川中学校
久世戸 1	伊勢市久世戸町	修道小学校、五十鈴中学校
岡本 6	伊勢市岡本 2 丁目	明倫小学校校舎、 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢
尾上 4	伊勢市尾上町	明倫小学校校舎、 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢
楠部 3	伊勢市楠部町	修道小学校
常磐 1	伊勢市常磐町	早修小学校、宇治山田高等学校
豊川 1	伊勢市豊川町	明倫小学校校舎、いせ市民活動センター
神田久志本 1	伊勢市神田久志本町	伊勢市生涯学習センター、 伊勢工業高等学校校舎
神田久志本 2	伊勢市神田久志本町	伊勢市生涯学習センター、 伊勢工業高等学校校舎
神田久志本 3	伊勢市神田久志本町	伊勢市生涯学習センター
神田久志本 4	伊勢市神田久志本町	伊勢市生涯学習センター
神田久志本 5	伊勢市神田久志本町	伊勢市生涯学習センター
神田久志本 6	伊勢市神田久志本町	伊勢市生涯学習センター
神田久志本 7	伊勢市神田久志本町	伊勢市生涯学習センター
大倉 1	伊勢市大倉町	佐八小学校校舎、宮川中学校
二俣 6	伊勢市二俣町	伊勢宮川中学校
豊川 2	伊勢市豊川町	明倫小学校校舎
辻久留 2	伊勢市辻久留町	伊勢宮川中学校、 宮本地区コミュニティセンター
二俣 2	伊勢市二俣町	伊勢宮川中学校
二俣 3	伊勢市二俣町	伊勢宮川中学校
浦口 5	伊勢市浦口町	伊勢宮川中学校
旭 1	伊勢市旭町	明倫小学校校舎、 宮本地区コミュニティセンター
藤里 1	伊勢市藤里町	明倫小学校校舎、 宮本地区コミュニティセンター
豊川 3	伊勢市豊川町	明倫小学校校舎
藤里 2	伊勢市藤里町	明倫小学校校舎、 宮本地区コミュニティセンター
藤里 3	伊勢市藤里町	明倫小学校校舎、 宮本地区コミュニティセンター
豊川 4	伊勢市豊川町	明倫小学校校舎
藤里 4	伊勢市勢田町	明倫小学校校舎、 宮本地区コミュニティセンター
藤里 5	伊勢市勢田町	明倫小学校校舎、 宮本地区コミュニティセンター
前山 1	伊勢市前山町	宮本地区コミュニティセンター
藤里 19	伊勢市前山町	宮本地区コミュニティセンター
藤里 6	伊勢市藤里町	宮本地区コミュニティセンター
藤里 7	伊勢市藤里町	宮本地区コミュニティセンター
佐八 1	伊勢市佐八町	佐八小学校校舎、 宮本地区コミュニティセンター

倭 4	伊勢市倭町	明倫小学校校舎、 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢
神田久志本 8	伊勢市神田久志本町	伊勢市生涯学習センター
辻久留 3	伊勢市辻久留町	伊勢宮川中学校、 宮本地区コミュニティセンター
浦口 6	伊勢市浦口町	伊勢宮川中学校
勢田 5	伊勢市勢田町	修道小学校
二俣 4	伊勢市二俣町	伊勢宮川中学校
勢田 6	伊勢市勢田町	明倫小学校校舎
藤里 8	伊勢市藤里町	明倫小学校校舎、 宮本地区コミュニティセンター
藤里 9	伊勢市藤里町	明倫小学校校舎、 宮本地区コミュニティセンター
藤里 10	伊勢市藤里町	明倫小学校校舎、 宮本地区コミュニティセンター
勢田 10	伊勢市勢田町	明倫小学校校舎、修道小学校
浦口 7	伊勢市浦口 4 丁目	宇治山田高等学校
二俣 1	伊勢市二俣町	伊勢宮川中学校
藤里 11	伊勢市藤里町	宮本地区コミュニティセンター
前山 8	伊勢市前山町	宮本地区コミュニティセンター
常磐 2	伊勢市常磐町	伊勢宮川中学校、宇治山田高等学校
神田久志本 9	伊勢市神田久志本町	伊勢生涯学習センター
大倉 2	伊勢市大倉町	佐八小学校校舎、伊勢宮川中学校
二俣 5	伊勢市二俣 4 丁目	伊勢宮川中学校
辻久留 4	伊勢市辻久留町	伊勢宮川中学校、 宮本地区コミュニティセンター
辻久留 5	伊勢市辻久留町	伊勢宮川中学校、 宮本地区コミュニティセンター
勢田 7	伊勢市勢田町	明倫小学校校舎、五十鈴中学校
中村 1	伊勢市中村町	進修小学校校舎、五十鈴中学校
前山 2	伊勢市前山町	宮本地区コミュニティセンター
中村 2	伊勢市中村町	進修小学校校舎、五十鈴中学校
旭 2	伊勢市旭町	宮本地区コミュニティセンター
前山 3	伊勢市前山町	宮本地区コミュニティセンター
二俣 7	伊勢市二俣町	伊勢宮川中学校、 宮本地区コミュニティセンター
浦口 8	伊勢市浦口 3 丁目	中島小学校校舎、 伊勢市福祉健康センター
浦口 9	伊勢市浦口 3 丁目	早修小学校、 伊勢市福祉健康センター
尾上 5	伊勢市尾上町	明倫小学校校舎、 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢
尾上 6	伊勢市尾上町	明倫小学校校舎、 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢
勢田 8	伊勢市勢田町	明倫小学校校舎、修道小学校
勢田 9	伊勢市勢田町	明倫小学校校舎、五十鈴中学校
藤里 12	伊勢市藤里町	明倫小学校校舎、 宮本地区コミュニティセンター
藤里 13	伊勢市藤里町	明倫小学校校舎、 宮本地区コミュニティセンター
藤里 14	伊勢市藤里町	明倫小学校校舎、 宮本地区コミュニティセンター
藤里 15	伊勢市藤里町	明倫小学校校舎、 宮本地区コミュニティセンター

藤里 16	伊勢市藤里町	宮本地区コミュニティセンター
大倉 3	伊勢市大倉町	佐八小学校校舎、伊勢宮川中学校
大倉 4	伊勢市大倉町	佐八小学校校舎、伊勢宮川中学校
前山 4	伊勢市前山町	伊勢宮川中学校、 宮本地区コミュニティセンター
前山 5	伊勢市前山町	伊勢宮川中学校、 宮本地区コミュニティセンター
藤里 17	伊勢市藤里町	宮本地区コミュニティセンター
藤里 18	伊勢市藤里町	宮本地区コミュニティセンター
前山 6	伊勢市前山町	佐八小学校校舎、 宮本地区コミュニティセンター
前山 7	伊勢市前山町	佐八小学校校舎、 宮本地区コミュニティセンター
佐八 2	伊勢市佐八町	佐八小学校校舎
神宮西山茶ノ木谷-1	伊勢市前山町	宮本地区コミュニティセンター
神宮西山茶ノ木谷-2	伊勢市前山町	宮本地区コミュニティセンター
高原	伊勢市藤里町	宮本地区コミュニティセンター
藤里川	伊勢市藤里町	進修小学校校舎、 宮本地区コミュニティセンター
豊川 1	伊勢市豊川町	明倫小学校校舎、いせ市民活動センター
豊川 2	伊勢市豊川町	明倫小学校校舎、いせ市民活動センター
旭谷	伊勢市旭町	明倫小学校校舎、 宮本地区コミュニティセンター
一の谷	伊勢市旭町	宮本地区コミュニティセンター
二の谷	伊勢市旭町	宮本地区コミュニティセンター
辻久留 1	伊勢市辻久留町	伊勢宮川中学校、 宮本地区コミュニティセンター
東方所	伊勢市二俣町	伊勢宮川中学校
万所谷川	伊勢市二俣町	伊勢宮川中学校
辻久留谷川-1	伊勢市浦口町	伊勢宮川中学校
辻久留谷川-2	伊勢市浦口町	伊勢宮川中学校
辻久留谷川-3	伊勢市浦口町	伊勢宮川中学校
辻久留谷川-4	伊勢市浦口町	伊勢宮川中学校
高倉谷川 1	伊勢市常磐町	伊勢宮川中学校、宇治山田高等学校
高倉谷川 2	伊勢市常磐町	伊勢宮川中学校、宇治山田高等学校
高倉川 3-1	伊勢市常磐町	早修小学校、宇治山田高等学校
高倉川 3-2	伊勢市常磐町	早修小学校、宇治山田高等学校
辻久留 2	伊勢市辻久留町	伊勢宮川中学校、 宮本地区コミュニティセンター
三の谷	伊勢市旭町	宮本地区コミュニティセンター
旭谷 2-1	伊勢市旭町	宮本地区コミュニティセンター
旭谷 2-2	伊勢市旭町	宮本地区コミュニティセンター
藤里川 2	伊勢市藤里町	宮本地区コミュニティセンター
高原 2	伊勢市藤里町	宮本地区コミュニティセンター
高原 3	伊勢市藤里町	宮本地区コミュニティセンター
神菌(地すべり)	伊勢市神菌町	上野小学校、旧沼木中学校
菖蒲(地すべり)	伊勢市矢持町菖蒲	上野小学校

17 取水地点と水量（日量）

・中須水源地	29,000 m ³	・宮前第1水源地	2,000 m ³
・宮前第2水源地	3,000 m ³		
・五十鈴川水源地	8,000 m ³	・床ノ木水源地	42 m ³
計	42,042 m ³		

18 各段階で収集する情報の種類

①第1次情報（被害規模を早期把握のために収集する情報）

項目	収集内容	担当チーム
概括的被害情報（※1）	現地調査 （土砂災害等の危険箇所）	応急復旧チーム 消防チーム
	自治会、自主防災組織からの情報 ・すぐに連絡がない場合は問い合わせる。 （連絡が取れない場合は要注意）	情報チーム
	出勤途上の情報 ・勤務時間外の場合	情報チーム
	県、防災関係機関によるヘリコプターによる目視、撮影等、ライブカメラの映像確認	情報チーム
ライフラインの被害の範囲（※2）	上水道、下水道	上下水道チーム
	電話（NTT西日本）	情報チーム
	携帯電話（携帯電話事業者）	
	都市ガス（東邦ガス）	
電力（中部電力）		
医療機関に来ている負傷者の状況	伊勢赤十字病院	医療保健チーム
	伊勢総合病院	
	民間医療機関（伊勢地区医師会）	
119番、110番等通報の状況	119番通報（消防本部）	消防チーム
	110番通報（伊勢警察署）	情報チーム
	市役所への市民通報	
その他	各避難所の避難者の状況	避難所チーム
	医療施設の被害状況	医療保健チーム
	学校等教育施設の被害状況	教育チーム
	し尿、一般廃棄物処理施設の被害状況	環境衛生チーム
	その他公共施設の被害状況	施設管理課
	開始した応急対策の内容	情報チーム
集約	すべての情報のとりまとめ	情報チーム

※1 人命危険の有無及び人的被害の発生状況、火災・土砂災害等の二次災害の発生状況や危険性、避難の必要の有無及び避難の状況、市民の動向、道路交通の状況（通行可否等）

※2 施設の被害状況、供給等の停止状況

②第2次情報（二次災害防止、災害救助法の適用可否の判断のために収集する情報）

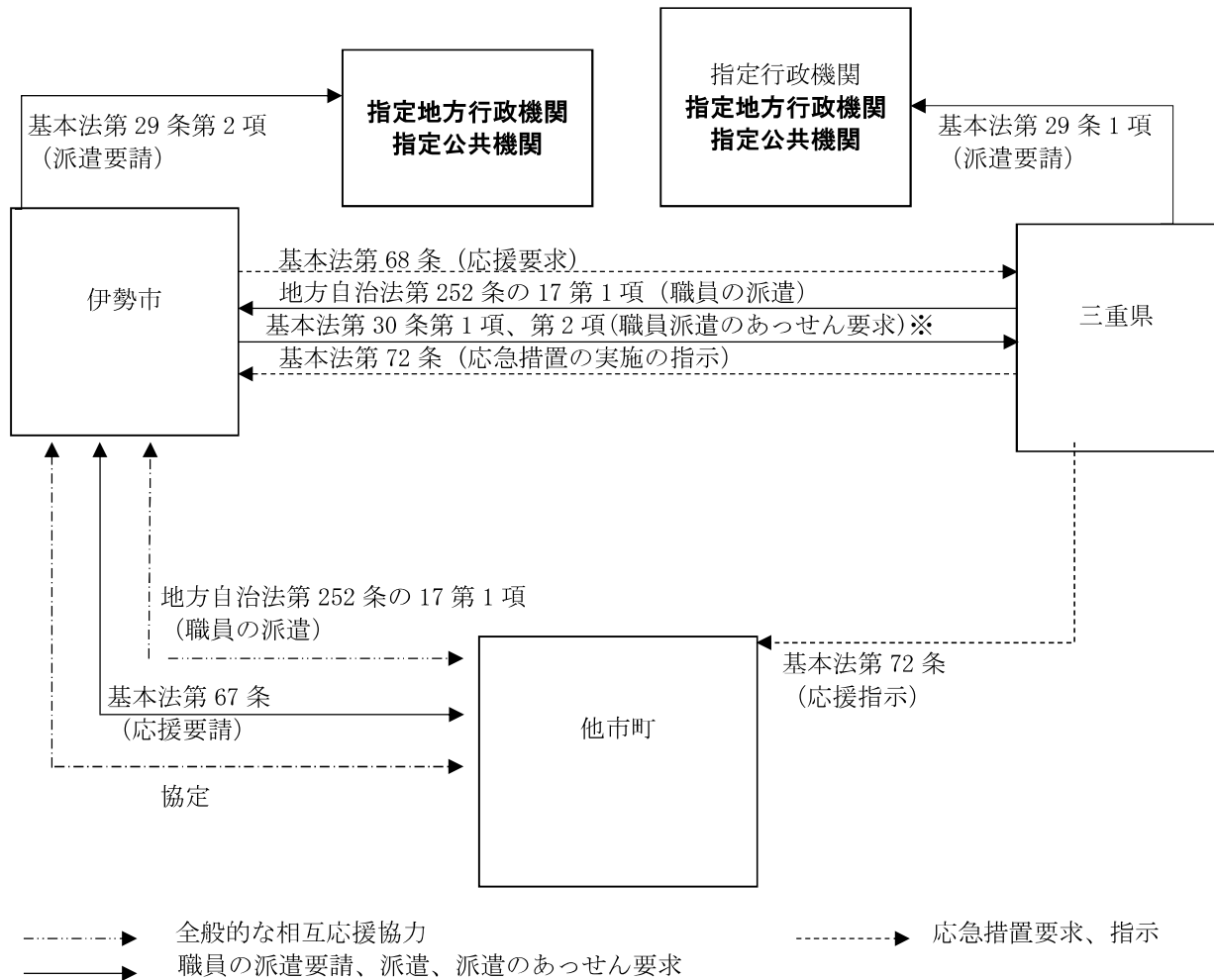
項目	収集内容	担当
人的被害 (死者、行方不明者、重傷者、軽症者等の把握)	一般住民	生活再建チーム
	市職員	後方支援チーム
	幼稚園児・児童・生徒	教育チーム
	教職員	教育チーム
	保育園児ほか福祉施設入所・通所者	避難所チーム
家屋被害	全壊、半壊等の状況 ・目視調査による概数の把握（至急） ・被災建築物応急危険度判定調査（2～3日後）	生活再建チーム 応急復旧チーム
	全焼、半焼等の状況	生活再建チーム 消防チーム
	津波による浸水の状況	生活再建チーム
公共土木施設等の被害	道路、橋梁、河川、港湾等の状況	応急復旧チーム
	急傾斜地、宅地等の状況 ・急傾斜地等の調査（至急） ・応急危険度判定等調査（2～3日後）	応急復旧チーム
	交通施設、交通の状況 ・公共交通機関（各社） ・道路交通（警察）	応急復旧チーム
	ライフライン施設の状況	・上水道、下水道 ・電話、都市ガス、電気（各社） 上下水道チーム 情報チーム
その他	救急救助活動の状況	消防チーム
	医療活動の状況	医療保健チーム
	応急給水の状況	上下水道チーム
	出火の状況	消防チーム
	津波の発生、浸水の状況	情報チーム
	避難所の状況	避難所チーム
	避難指示、警戒区域設定の状況	企画チーム
	応急対策活動の状況等のその他	応急復旧チーム
集約	すべての情報のとりまとめ	情報チーム

③第3次情報（詳細な状況把握のために収集する情報）

項目	収集内容	担当
人的被害 (死者、行方不明者、重傷者、軽症者等の把握)	一般住民	生活再建チーム
	市職員	後方支援チーム
	幼稚園児・児童・生徒	教育チーム
	教職員	教育チーム
	保育園児ほか福祉施設入所・通所者	避難所チーム
家屋被害	全壊、半壊等の状況 ・被害認定調査 ・建築物応急危険度判定調査（2～3日後）	生活再建チーム 応急復旧チーム
	全焼、半焼等の状況	生活再建チーム 消防チーム
	津波による浸水の状況	生活再建チーム
その他	田畑	応急復旧チーム
	文教施設	教育チーム
	病院	医療保健チーム
	道路	応急復旧チーム
	橋梁	応急復旧チーム
	河川	応急復旧チーム
	ダム	応急復旧チーム
	港湾	応急復旧チーム
	砂防	応急復旧チーム
	上下水道	上下水道チーム
	清掃施設	環境衛生チーム
	がけ崩れ	応急復旧チーム
	鉄道不通	応急復旧チーム
	船舶及び沿岸部の被害等	応急復旧チーム
	固定電話	情報チーム
	携帯電話	情報チーム
	電気	情報チーム
都市ガス	情報チーム	
罹災者	罹災世帯、罹災者数	生活再建チーム
火災	火災発生（建物、危険物、その他）	消防チーム
被害額	公立文教施設	教育委員会
	農林水産業施設	農林水産課
	農林蓄水産被害	農林水産課
	商工被害	商工労政課
	その他の公共施設	施設管理課
集約	すべての情報のとりまとめ	情報チーム

19 法律等に基づく応援協力の要請系統

法律等に基づく応援協力の要請系統は次の図のとおりです。



※県（知事）に職員のアッセンを要求する対象

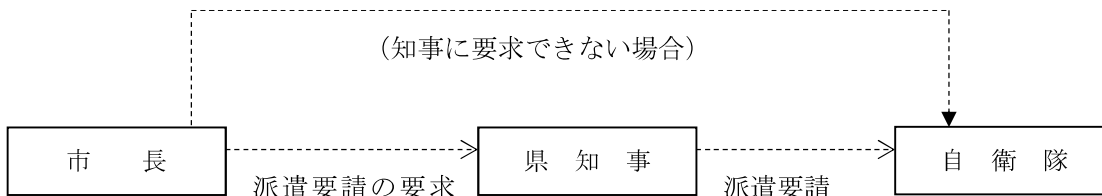
基本法第 30 条第 1 項：指定地方行政機関、特定公共機関

基本法第 30 条第 2 項：他の地方公共団体、特定地方公共機関
 （基本法：災害対策基本法）

20 自衛隊派遣要請の系統図

自衛隊は基本法第68条の2に基づき、次の場合に部隊等を派遣する。

1. 県知事等から要請があり事態やむを得ないと認める場合における要請に基づく部隊等の派遣（基本法第68条の2 第1項）
2. 通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合、市長等からの通知を受け、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合における自主的判断に基づく部隊等の派遣（基本法第68条の2 第2項）



要請先

陸上自衛隊第33普通科連隊

〒514-1118 三重県津市久居新町 975

TEL : 059-255-3133

陸上自衛隊明野航空学校

〒519-0501 三重県小俣町明野 5593-1

TEL : 0596-37-0111

21 災害救助法適用基準

救助法の適用基準には、下記に示すとおり、1号から4号までの基準があります。このうち、1号から3号基準までは、実際に発生した被害数を算定の基準として適用します。

4号基準は、1号から3号基準と違い、被害情報が正確には判明しない場合や災害による被害の発生が将来想定される場合等、被害数が不明・未確定な場合にも適用できる基準となっているため、災害の対して迅速に適用することが可能となっています。

そのため、救助法の適用に際しては、原則、4号基準を適用するものとし、災害に対して迅速に対応してきます。

【災害救助法の適用基準】

(1) 1号基準

住家の滅失世帯数が市の区域内の人口に応じ、次表A欄の世帯数以上に達したとき

(2) 2号基準

被害世帯数がA欄に達しないが、県の区域内の被害世帯数が1,500世帯以上で、市の区域内の被害世帯数がB欄に示す世帯数以上に達したとき

(3) 3号基準-1

被害世帯数が1号又は2号の基準に達しないが、県の区域内の住家滅失世帯数が7,000世帯に達した場合で、市の区域内の被害世帯数が「多数」であるとき

「多数」とは、概ね5世帯以上とし、市町の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき

(4) 3号基準-2

災害にかかった者の救護を著しく困難とする「特別の事情」がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき

「特別の事情」とは次の2つの場合

- 1) 食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合
- 2) 被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合

(5) 4号基準

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたときで、厚生労働省令で定める基準に該当した場合

- 1) 多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合
- 2) 被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合

市の人口	住家が滅失した世帯数	
	A	B
100,000人以上～300,000人未満	100	50

また、家屋被害については以下のとおりです。

被害程度	基準
全壊（焼） ※救助法の適用基準である「滅失」とはこの被害程度を言います。	住家その居住のため基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
半壊（焼）	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

2.2 道路注意箇所

①一般国道（県管理）

建設事務所	道路種別	路線名	区間及び地内	注意内容	箇所数
伊勢	一般国道	42号	伊勢市二見町	盛土	1

②主要地方道

建設事務所	道路種別	路線名	区間及び地内	注意内容	箇所数
伊勢	主要地方道	012 伊勢南勢線	伊勢市	落石崩壊	12
伊勢	〃	022 伊勢南島線	伊勢市	地すべり	1
伊勢	〃	022 伊勢南島線	伊勢市	擁壁	1
伊勢	〃	016 伊勢磯部線	伊勢市	冠水	1

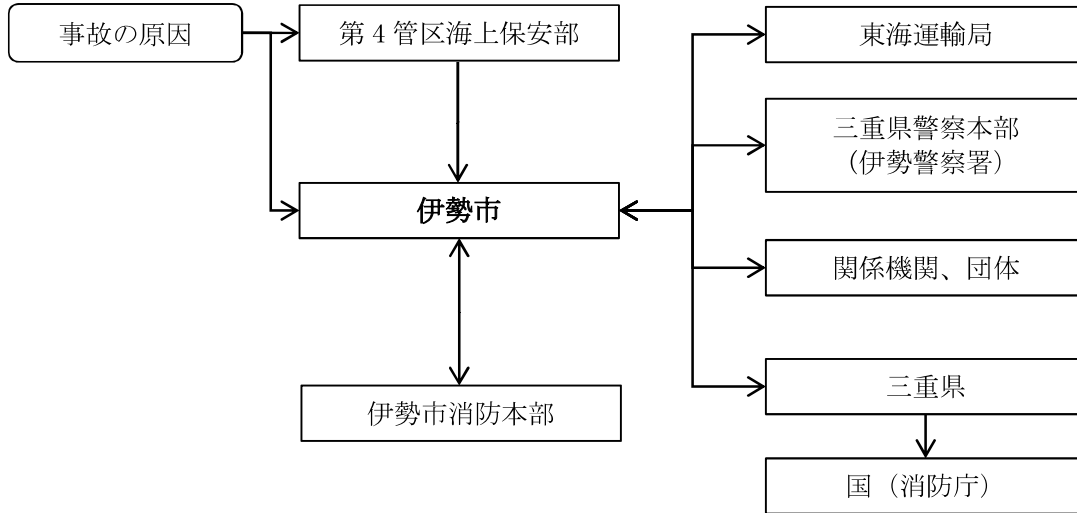
③一般県道

建設事務所	道路種別	路線名	区間及び地内	注意内容	箇所数
伊勢	一般県道	102 伊勢二見線	伊勢市二見町	盛土	1
伊勢	〃	102 伊勢二見線	伊勢市二見町	擁壁	1
伊勢	〃	719 伊勢路伊勢線	伊勢市	落石崩壊	2
伊勢	〃	719 伊勢路伊勢線	伊勢市	土石流	2
伊勢	〃	720 横輪南勢線	伊勢市	落石崩壊	3
伊勢	〃	720 横輪南勢線	伊勢市	土石流	1

2 3 石油流出事故の連絡系統図

(1) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりとする。



2 4 激甚災害に係る財政援助措置の対象一覧

①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
前号の公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの。(道路、砂防を除く)
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅、及び同施設の建設又は補修に関する事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
生活保護法第40条(都道府県、市町村及び地方独立行政法人の保護施設)または第41条(社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の設置)の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により、県又は市町が設置した身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設等災害復旧事業
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により県または市町が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業及び感染症予防事業
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による災害復旧及び感染症予防事業
- (12) 堆積土砂排除事業
 ア 公共施設の区域内の排除事業
激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法（政令）に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体またはその機関が施行するものとする。
 イ 公共施設の区域外の排除事業
激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町長が指定した場所に集積されたものまたは市町長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町が行う排除事業
- (13) たん水排除事業
激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、引き続き 1 週間以上にわたり 30 ヘクタール以上に達するものの防除事業で地方公共団体が施行するもの。

事業等	内容	適用される法律等	
		通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	激甚法第 3 条
公共土木施設災害関連事業	前号の公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第 1 条各号の施設の新設又は改良に関する事業で、国の負担割合が 2/3 未満のもの。（道路、砂防を除く）	河川法、道路法等	同上
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	同上
公営住宅等災害復旧事業	公営住宅法第 8 条第 3 項の規定の適用を受ける公営住宅、及び同施設の建設又は補修に関する事業	公営住宅法	同上
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第 40 条（地方公共団体及び地方独立行政法人が設置するもの）または第 41 条（社会福祉法人又は日赤が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業	生活保護法	同上
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法第 35 条第 2 項から第 4 項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業	児童福祉法	同上
養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業	老人福祉法第 15 条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業	老人福祉法	同上
身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法第 28 条第 1 項又は第 2 項の規定により、県又は市町が設置した身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法	同上

事業等	内容	適用される法律等	
		通常災害	激甚災害
障害者支援施設等災害復旧事業	障害者総合支援法第 79 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 83 条第 2 項若しくは第 3 項の規定により県または市町が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業	障害者総合支援法	同上
婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法第 36 条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業	売春防止法	同上
堆積土砂排除事業	ア 公共施設の区域内の排除事業 激甚災害 に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法（政令）に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体またはその機関が施行するものとします。 イ 公共施設の区域外の排除事業 激甚災害 に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたものまたは市長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業	—	同上
湛水排除事業	激甚災害 の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、引き続き 1 週間以上にわたり 30 ヘクタール以上に達するものの防除事業で地方公共団体が施行するもの	—	同上

②農林水産業に関する特別の助成

(1) 農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した**激甚災害**に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置」という。）第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い、超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、1か所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について1か所の工事費用を13万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。

(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が**激甚災害**として指定された場合、次の2点の特別措置を行う。

ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸与限度額を250万円に、政令で定める資金として貸付けられる場合の貸付限度額については600万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金については7年とする。

イ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等または農協協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。

(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

事業等	内容	適用される法律等	
		通常災害	激甚災害
農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置	この特別措置は、その年に発生した 激甚災害 に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置」という。）第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い、超過累進率により嵩上げを行い措置します。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第5条
農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例	激甚災害 を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、1か所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について1か所の工事費用を13万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大します。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第6条
開拓者等の施設の災害復旧事業	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	—	激甚法第7条

事業等	内容	適用される法律等	
		通常災害	激甚災害
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通の特例	<p>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別措置を行います。</p> <p>ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸与限度額を250万円に、政令で定める資金として貸付けられる場合の貸付限度額については600万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金については7年とします。</p> <p>イ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等または農協協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げます。</p>	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第8条
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	—	激甚法第9条
土地改良区等の行う湛水排除事業	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	—	激甚法第10条

③中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置

ア **激甚災害**につき**災害救助法**が適用された地域内に事業所を有し、かつ、**激甚災害**を受けた中小企業者、事業共同組合等の再建資金の借入に関する保証を別枠として設ける。

イ 災害関係保証の保険についてのてん補率を 100 分の 70 から 100 分の 80 まで引き上げる。

(2) 小規模事業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例

激甚災害を受けた小規模企業者等に対し、**激甚災害**を受ける以前において小規模事業者等設備導入資金助成法によって貸付けた貸付金について、(財)三重県産業支援センターは、県の判断に基づき償還期間を 2 年以内において延長することができる。

(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

商工組合中央金庫の**激甚災害**を受けた者に対して再建資金を貸付ける。また、日本政策金融公庫においても低利融資を行う。

事業等	内容	適用される法律等	
		通常災害	激甚災害
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	ア 激甚災害 につき救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、 激甚災害 を受けた中小企業者、事業共同組合等の再建資金の借入に関する保証を別枠として設けます。 イ 災害関係保証の保険についてのてん補率を 100 分の 70 から 100 分の 80 まで引き上げます。	中小企業信用保険法	激甚法第 12 条
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	激甚災害 を受けた小規模企業者等に対し、 激甚災害 を受ける以前において小規模事業者等設備導入資金助成法によって貸付けた貸付金について、(公財)三重県産業支援センターは、県の判断に基づき償還期間を 2 年以内において延長することができることとします。	小規模企業者等設備導入資金助成法	激甚法第 13 条
事業協同組合等の施設の災害復旧事業	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	—	激甚法第 14 条
中小企業者に対する資金の融通に関する特例	商工組合中央金庫の 激甚災害 を受けた者に対して再建資金を貸付けます。また、日本政策金融公庫においても低利融資を行います。	—	激甚法第 14 条

④その他の財政援助及び助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、法第 3 条第 1 項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費の額が一の公立社会教育施設ごとに 60 万円以上が対象となる。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する一つの学校の工事費の額を、その学校の幼児・児童・生徒又は学生の数で除して得た額が 750 円以上で、1つの学校について、幼稚園は 60 万円以上、特別支援学校は 90 万円以上、小、中学校は 150 万円以上、高等学校は 210 万円以上、短大は 240 万円以上、大学は 300 万円以上の場合である。

- (3) 日本私立学校振興・共済事業団の業務の特例
- (4) 市町が施行する伝染病予防事業に関する特例
- (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例。
- (6) 水防資材費の補助の特例
次のいずれかの地域で、国土交通大臣が告示する地域に補助される。
ア 県に対して補助する場合は、**激甚災害**に関し、県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が、190万円を越える県の区域。
イ **水防管理団体**に対しては、**激甚災害**に関し、当該**水防管理団体**が水防のため使用した資材の取得に要した費用が、35万円をこえる**水防管理団体**の区域。
- (7) 罹災者公営住宅建設資金の特例
- (8) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設に係る小災害復旧事業に対する財政援助
- (9) 雇用保険法第10条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業等給付金の支給

事業等	内容	適用される法律等	
		通常災害	激甚災害
公立社会教育施設災害復旧事業	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費の額が一の公立社会教育施設ごとに60万円以上が対象です。	—	激甚法第16条
私立学校施設災害復旧事業	私立学校施設災害復旧事業に対する補助 激甚災害 を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する1つの学校の工事費の額を、その学校の幼児・児童・生徒又は学生の数で除して得た額が750円以上で、1つの学校について、幼稚園は60万円以上、特別支援学校は90万円以上、小、中学校は150万円以上、高等学校は210万円以上、短大は240万円以上、大学は300万円以上の場合です。 日本私立学校振興・共済事業団の業務の特例	—	激甚法第17条
感染症予防事業	市が施行する伝染病予防事業に関する特例	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	激甚法第19条
母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	母子及び寡婦福祉法	激甚法第20条

事業等	内容	適用される法律等	
		通常災害	激甚災害
水防資材費の補助の特例	次のいずれかの地域で、国土交通大臣が告示する地域に補助されます。 ア 県に対して補助する場合は、 激甚災害 に関し、県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が、190 万円を越える県の区域 イ 水防管理団体 に対しては、 激甚災害 に関し、当該 水防管理団体 が水防のため使用した資材の取得に要した費用が、35 万円をこえる 水防管理団体 の区域	—	激甚法第 21 条
罹災者公営住宅建設等事業	罹災者公営住宅建設資金の特例	公営住宅法	激甚法第 22 条
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入	公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設に係る小災害復旧事業に対する財政援助	—	激甚法第 24 条
雇用保険法による求職者給付の支給の特例	雇用保険法第 10 条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業等給付金の支給	雇用保険法	激甚法第 25 条

2 5 被災者生活再建支援法の適用基準と対象世帯

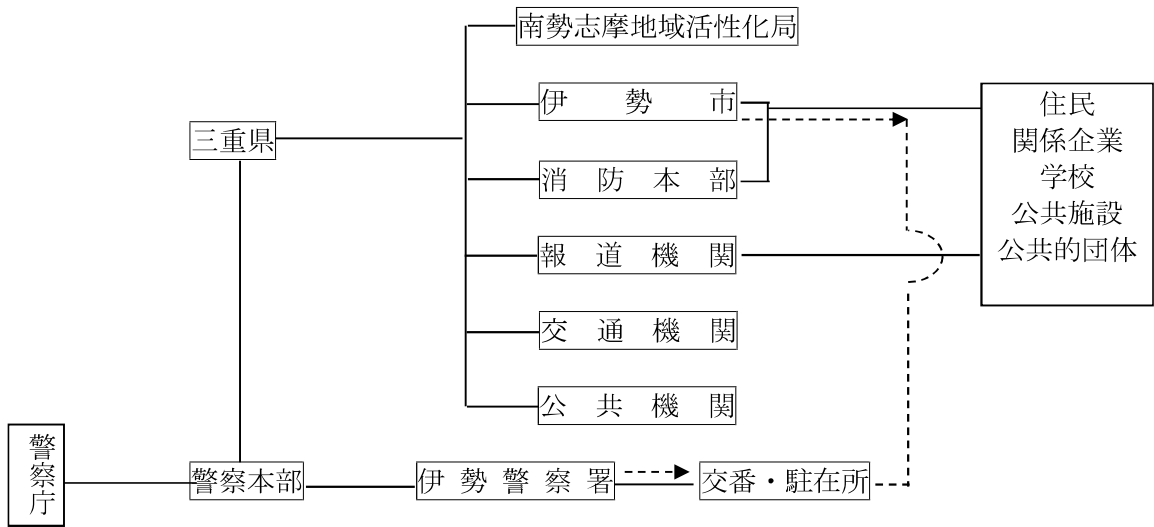
適用基準	対象世帯
<p>① 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号または第 2 号のいずれかに該当する被害（同条第 2 項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第 1 条第 1 号）</p> <p>② 10 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第 1 条第 2 号）</p> <p>③ 100 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第 1 条第 3 号）</p> <p>④ ①または②に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口 10 万人未満のものに限る）の区域で、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第 1 条第 4 号）</p> <p>⑤ ③または④に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域で①～③に規定する区域のいずれかに隣接し、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第 1 条第 5 号）</p>	<p>① 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。</p> <p>② 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯。</p> <p>③ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。</p> <p>④ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。（②及び③に掲げる世帯を除く）</p>

支援金の支給基準（万円）

被害区分	世帯数	基礎 支援金	加算支援金（基礎支援金との合計）					
			建設・購入		補修		賃借	
全壊世帯	複数	100	200	(300)	100	(200)	50	(150)
	単数	75	150	(225)	75	(150)	37.5	(112.5)
大規模 半壊世帯	複数	50	200	(250)	100	(150)	50	(100)
	単数	37.5	150	(187.5)	75	(112.5)	37.5	(75)

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

1 津波に関する情報の伝達等



2 重要水防区域

①大臣管理区間河川の重要水防区域

(1) 重要度A

番号	河川名	種別	左右岸の別	位置	地先名	延長(m)	摘要(水防工法)
1	宮川	漏水	左	2.6k+100 2.8k-60	伊勢市磯町	40	履歴有り H16.9.29 台風21号出水(月の輪工)
2	宮川	漏水	左	5.0k 5.0k+100	伊勢市小俣町元町	100	履歴有り(月の輪工)
3	宮川	漏水	左	6.8k+100 7.0k-60	伊勢市小俣町宮前～ 伊勢市川端町	30	履歴有り(月の輪工)
4	宮川	漏水	左	7.4k+155 8.8k+55	伊勢市川端町～中須町	1,010	履歴有り(月の輪工)
5	宮川	漏水	左	9.0k+59 9.6k-30	伊勢市中須町	550	履歴有り(月の輪工)
6	宮川	(輪中)堤防断面	左	0.6k～1.4k	伊勢市檜原町	800	天端不足、断面不足(シート張工)
7	宮川	漏水	右	4.8k 5.0k+100	伊勢市御菌町高向	280	履歴有り(月の輪工)
8	宮川	漏水	右	6.2k～6.6k	伊勢市宮川	340	履歴有りH23.9.3 台風12号(釜段工法)
9	宮川	堤防高	右	6.2k～6.4k	伊勢市宮川	200	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
10	宮川	堤防高	右	11.4k～11.8k	伊勢市佐八町	800	無堤、河積不足(積土のう工)
11	宮川	(輪中)堤防断面	右	0.4k～1.0k	伊勢市檜原町	600	暫定堤防、河積不足(シート張工)
12	宮川	(輪中)堤防断面	右	1.4k～1.6k	伊勢市檜原町	200	暫定堤防、河積不足(シート張工)
13	五十鈴川	漏水	左	2.0k 2.0k+120	伊勢市一色町	120	履歴有り(月の輪工)
14	五十鈴川	堤防断面	右	1.8k～2.0k	伊勢市一色町	200	天端不足、断面不足(シート張工)
15	勢田川	堤防断面	左	3.4k+172.2 3.6k	伊勢市船江	30	天端不足、断面不足(シート張工)
16	勢田川	堤防高	左	4.6k～4.8k	伊勢市吹上	200	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
17	勢田川	堤防断面	左	4.6k～4.7k	伊勢市吹上	100	天端不足、断面不足(シート張工)
18	勢田川	堤防高	左	5.4k～5.6k	伊勢市岡本	200	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
19	勢田川	堤防高	左	5.6k～5.8k	伊勢市岡本	200	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
20	勢田川	堤防高	左	5.8k～6.0k	伊勢市岡本	200	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
21	勢田川	堤防高	右	4.4k～4.8k	伊勢市河崎～神久	400	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
22	勢田川	堤防高	右	5.4k～5.6k	伊勢市岡本	200	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
23	勢田川	堤防高	右	5.6k～5.8k	伊勢市岡本	200	暫定堤防、河積不足(積土のう工)

番号	河川名	種別	左右岸の別	位置	地先名	延長(m)	摘要(水防工法)
24	勢田川	堤防高	右	5.8k~6.0k	伊勢市岡本	200	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
計				24箇所		7,200	

(2) 重要度B

番号	河川名	種別	左右岸の別	位置	地先名	延長(m)	摘要(水防工法)
1	宮川	堤防高	左	1.6k~1.8k	伊勢市東豊浜町	200	暫定断面、河積不足(積土のう工)
2	宮川	堤防断面	左	1.6k~2.0k	伊勢市東豊浜町	400	天端不足、断面不足(シート張工)
3	宮川	法崩れ・すべり(裏)	左	1.6k ~ 2.6k+100	伊勢市東樫原町~磯町	1,100	発生する恐れ(昨年度未計上)
4	宮川	堤防断面	左	2.2k~3.2k	伊勢市東豊浜町~磯町	1,000	天端不足、断面不足(シート張工)
5	宮川	堤防断面	左	3.8k+131 ~ 4.4k	伊勢市磯町	470	天端不足、断面不足(シート張工)
6	宮川	堤防断面	左	5.0k~5.4k	伊勢市小俣町元町	400	天端不足(シート張工)
7	宮川	堤防断面	左	5.6k~5.8k	伊勢市小俣町元町	200	天端不足、断面不足(シート張工)
8	宮川	堤防断面	左	6.0k~6.2k	伊勢市小俣町元町~宮前	200	天端不足、断面不足(シート張工)
9	宮川	堤防高	左	6.4k ~ 6.9k+50	伊勢市小俣町宮前	550	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
10	宮川	堤防断面	左	7.2k~7.4k	伊勢市中須町	200	断面不足(シート張工)
11	宮川	堤防高	左	7.2k~7.4k	伊勢市中須町	200	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
12	宮川	堤防高	左	8.0k~10.0k	伊勢市中須町~度会郡玉城町昼田	2,000	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
13	宮川	堤防高	左	10.0k~11.8k	度会郡玉城町昼田~岩出	1,800	河積不足、(積土のう工)
14	宮川	堤防断面	左	9.4k~9.8k	伊勢市中須町~度会郡玉城町昼田	400	天端不足、断面不足(シート張工)
15	宮川	(輪中)堤防断面	左	0.4k~0.6k	伊勢市樫原町	200	天端不足(シート張工)
16	宮川	(輪中)堤防断面	左	1.4k~1.6k	伊勢市樫原町	200	天端不足(シート張工)
17	宮川	水衝洗掘	右	1.4k +90 ~ 1.4k+200	伊勢市御菌町小林	110	洗掘の未施工(木流し工)
18	宮川	堤防断面	右	1.4k~3.2k	伊勢市御菌町小林~伊勢市磯町	1,800	天端不足、断面不足(シート張工)
19	宮川	法崩れ・すべり(裏)	右	3.8k~4.6k	伊勢市磯町~伊勢市御菌町高向	800	発生する恐れ
20	宮川	堤防断面	右	4.0k~4.2k	伊勢市磯町~伊勢市御菌町高向	200	天端不足、断面不足(シート張工)
21	宮川	堤防断面	右	4.4k~4.6k	伊勢市御菌町高向	200	天端不足、断面不足(シート張工)

番号	河川名	種別	左右岸の別	位置	地先名	延長(m)	摘要(水防工法)
22	宮川	堤防断面	右	4.8k~6.2k	伊勢市御菌町高向~伊勢市宮川	1,400	天端不足、断面不足(シート張工)
23	宮川	法崩れ・すべり(裏)	右	4.8k~6.2k	伊勢市御菌町高向~伊勢市宮川	1,200	発生する恐れ
24	宮川	堤防高	右	6.0k~6.2k	伊勢市宮川	200	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
25	宮川	法崩れ・すべり(裏)	右	6.2k~7.0k	伊勢市御菌町宮川~中島町	800	発生する恐れ
26	宮川	堤防高	右	6.4k~6.6k	伊勢市宮川	200	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
27	宮川	堤防断面	右	6.4k~7.2k	伊勢市宮川町~中島町	800	天端不足、断面不足(シート張工)
28	宮川	堤防高	右	7.4k+70 7.6k+46	伊勢市中島町	175	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
29	宮川	(輪中)堤防断面	右	1.0k~1.2k	伊勢市檜原町	200	天端不足、断面不足(シート張工)
30	五十鈴川	堤防断面	左	1.8k~2.0k	伊勢市一色町	200	断面不足(シート張工)
31	五十鈴川	堤防高	左	2.0k~2.2k	伊勢市一色町	200	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
32	五十鈴川	堤防高	右	2.8k~3.0k	伊勢市二見町溝口	200	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
33	勢田川	堤防高	左	2.8k~3.0k-19	伊勢市船江~吹上	181	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
34	勢田川	堤防高	左	3.0k+32 3.2k+180	伊勢市船江~吹上	348	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
35	勢田川	堤防高	左	3.4k+165 4.4k	伊勢市船江~吹上	835	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
36	勢田川	堤防高	左	5.2k~5.4k	伊勢市岡本	200	河積不足(積土のう工)
37	勢田川	堤防高	右	2.8k+70 4.4k	伊勢市黒瀬町~神久	1,530	河積不足(積土のう工)
38	勢田川	堤防高	右	4.8k~5.0k	伊勢市岩渕	200	河積不足(積土のう工)
39	勢田川	堤防高	右	5.2k~5.4k	伊勢市尾上町~岡本	200	河積不足(積土のう工)
40	宮川	工作物(橋梁)	左	5.0k-13.8	伊勢市小俣町元町		近鉄宇治山田線宮川橋梁桁下不足
			右	4.8k+56.3	伊勢市御菌町高向		
41	宮川	工作物(橋梁)	左	6.0k+100.5	伊勢市小俣町元町		J R 東海参宮線宮川橋梁桁下不足
			右	6.0k+140.5	伊勢市宮川二丁目		
42	宮川	工作物(橋梁)	左	6.2k+14	伊勢市小俣町宮前		宮川橋桁下不足
			右	6.2k+24	伊勢市宮川二丁目		
計				42箇所		21,699	

(3) 要注意箇所

番号	河川名	種別	左右岸の別	位置	地先名	延長(m)	摘要
1	宮川	工事施工	左	0.0k 0.2k+41	伊勢市東豊浜町	220	平成22年度 宮川東豊浜下流部高潮工事
2	宮川	新堤防	左	0.2k+34 0.4k+14	伊勢市東豊浜町	180	H22.3 完成

番号	河川名	種別	左右岸の別	位置	地先名	延長(m)	摘要
3	宮川	工事施工	左	1.2k+74 1.6k+15	伊勢市檜原町	270	平成23年度 宮川東豊浜上流部高潮堤防工事
4	宮川	工事施工	左	3.8k+51 3.8k+131	伊勢市磯町	80	平成22年度 宮川磯町上流部護岸工事
5	宮川	工作物	左	4.2k+150 4.4k+100	伊勢市磯町	150	護岸老朽(単断面)
6	宮川	新堤防	左	7.6k+20 8.8k+55	伊勢市川端町	555	平成21年度 宮川川端地区環境工事
7	宮川	工事施工	右	0.0k 0.4k+30	伊勢市大湊町	430	H22.3 完成
8	宮川	工事施工	右	0.4k+3 0.4k+138	伊勢市大湊町	135	H22.3 完成
9	宮川	工事施工	右	0.2k+1 0.2k+92	伊勢市大湊町	90	H21.3 完成
10	宮川	工事施工	右	0.4k+38 0.6k-62	伊勢市大湊町	100	排水樋門撤去工事
11	宮川	工事施工	右	1.2k-127.5 1.2k+61	伊勢市馬瀬町	190	平成22年度 宮川小林高潮堤防工事
12	宮川	新堤防	右	7.6k+46 7.8k+76	伊勢市辻久留二丁目	230	H22.3 完成
13	宮川	工事施工	右	7.8k+73 7.8k+164	伊勢市辻久留二丁目	90	H22.3 完成
14	宮川	新堤防	右	8.0k+95.01 8.2k+51.74	伊勢市常磐町	190	平成22年度 宮川辻久留地区築堤護岸工事
15	宮川	新堤防	右	8.4k+90.59 8.6k+6.56	伊勢市常磐町	125	平成22年度 宮川辻久留地区築堤護岸工事
16	宮川	新堤防	右	8.6k+6.56 8.6k+145.33	伊勢市辻久留三丁目	120	H23.3 完成
17	宮川	新堤防	右	8.6k+194 8.8k+158	伊勢市辻久留二丁目	165	H22.3 完成
18	大湊川	新堤防	左	0.8k+6 1.0k+129	伊勢市大湊町	320	H22.3 完成
19	大湊川	工作物	左	1.0k+129 1.4k+60	伊勢市大湊町	310	護岸老朽(単断面)
20	大湊川	工作物	右	0.8k+140 1.2k-71	伊勢市大湊町	180	護岸老朽(単断面)
21	大湊川	工作物	右	1.2k-41 1.4k+60	伊勢市大湊町	290	護岸老朽(単断面)
22	五十鈴川	工作物	左	2.0k 2.0k+120	伊勢市一色町	120	護岸老朽(単断面)
23	五十鈴川	工事施工	左	2.0k+110 2.6k+172	伊勢市一色町	660	H22.3 完成
24	五十鈴川	工作物	左	2.8k+110 2.8k+170	伊勢市一色町	60	護岸老朽(単断面)
25	五十鈴川	工事施工	左	2.8k+116 3.0k-29	伊勢市一色町	55	H21.3 完成
26	勢田川	陸閘	左	0.6k+230	伊勢市田尻町		田尻陸閘
27	勢田川	工事施工	左	3.0k-18.57 ~3.0k+32	伊勢市小木町	50	平成22年度 勢田川船江護岸工事

番号	河川名	種別	左右岸の別	位置	地先名	延長(m)	摘要
28	勢田川	新堤防	左	3.0k+32 ~ 3.0k+107	伊勢市一色町	75	H22.3 完成
29	勢田川	工事施工	左	3.2k+180 ~ 3.4k+165	伊勢市小木町	190	平成 23 年度 勢田川神久排水樋管撤去工事
30	勢田川	陸閘	右	0.2k+100	伊勢市神社港		一色 1 号陸閘
31	勢田川	陸閘	右	0.2k+150	伊勢市神社港		一色 2 号陸閘
32	勢田川	陸閘	右	0.4k	伊勢市神社港		一色 3 号陸閘
33	勢田川	陸閘	右	0.4k+50	伊勢市神社港		一色 4 号陸閘
34	勢田川	陸閘	右	0.4k+100	伊勢市神社港		一色 5 号陸閘
35	勢田川	陸閘	右	0.4k+180	伊勢市神社港		一色 6 号陸閘
36	勢田川	新堤防	右	2.8k+11.5 ~ 2.8k+20.8	伊勢市馬瀬町	35	平成 23 年度 勢田川神久排水樋管撤去工事
計				36 箇所		5,665	

②知事管理区間河川の重要水防区域

(1) 河川

ア 重要度A

水系名	河川名	重要水防区域指定区間				重要水防箇所				適用
		左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	対策水防工法	
宮川	宮川	右	13.0k+120mから	伊勢市津村町から	240	堤防高 (流下能力)	13.0k+120mから	240	積土俵工	H6.9 実績有 高さ不足
			13.2k+80mまで	伊勢市津村町まで			13.2k+80mまで			
宮川	五十鈴川	左	7.4k+170mから	伊勢市楠部町から	450	漏水	7.4k+170mから	450	月の輪工	H5.9 実績有
			8.0k+10mまで	伊勢市楠部町まで			8.0k+10mまで			
宮川	五十鈴川	右	7.4k+170mから	伊勢市楠部町から	440	漏水	7.4k+170mから	440	月の輪工	H5.9 実績有
			8.0k+40mまで	伊勢市楠部町まで			8.0k+40mまで			
宮川	松下川	左	0.8k+190mから	伊勢市二見町松下から	230	堤防高 (流下能力)	0.8k+190mから	230	積土俵工	河積不足
			1.2k+30mまで	伊勢市二見町松下まで			1.2k+30mまで			
宮川	松下川	右	1.0k+0mから	伊勢市二見町松下から	230	堤防高 (流下能力)	1.0k+0mから	230	積土俵工	河積不足
			1.2k+30mまで	伊勢市二見町松下まで			1.2k+30mまで			
計					5,240			5,240		

イ 重要度B

水系名	河川名	重要水防区域指定区間				重要水防箇所				適用
		左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	対策水防工法	
宮川	五十鈴川	左	5.4k+160mから	伊勢市鹿海町	1370	漏水	5.4k+160m	1370	月の輪工	H5.9 実績有
			6.8k+160mまで	伊勢市鹿海町			6.8k+160m			
宮川	勢田川	左	5.8k+140mから	伊勢市勢田町から	900	堤防高 (流下能力)	5.8k+140mから	900	積土俵工	河積不足
			6.8k+10mまで	伊勢市勢田町まで			6.8k+10mまで			

水系名	河川名	重要水防区域指定区間				重要水防箇所				適用
		左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	対策水防工法	
宮川	檜尻川	左	0k+0mから 1.6k+60mまで	伊勢市船江二丁目から 伊勢市一之木五丁目まで	1,660	堤防高 (流下能力)	0k+0mから	1,660	積土俵工	河積不足
							1.6k+60mまで			
						工作物	0.4k+170mから		積土俵工	桁下高不足 小木橋
							0.4k+170mまで			
						工作物	0.8k+140mから		積土俵工	桁下高不足 無名橋
							0.8k+140mまで			
宮川	檜尻川	右	0k+0mから	伊勢市船江二丁目から	1,660	堤防高 (流下能力)	0k+0mから	1,660	積土俵工	河積不足
			1.6k+60mまで	伊勢市一之木五丁目まで			1.6k+60mまで			
宮川	五十鈴川派川	左	0.6k+70mから 1.6k+190mまで	伊勢市二見町江から 伊勢市二見町江まで	1,090	堤防高 (流下能力)	0.6k+70mから	1,090	積土俵工	河積不足 (河川堆積)
							1.6k+190mまで			
						法崩れすべり	0.6k+70mから	(1,090)	杭打積 土俵工	
							1.6k+190mまで	1,090		
						工作物	0.8k+100mから	積土俵工	水門老朽化	
							0.8k+100mまで			
宮川	五十鈴川派川	右	2.4k+90mから	伊勢市朝熊町から	430	堤防高 (流下能力)	2.4k+90mから	430	積土俵工	河積不足
			2.8k+100mまで	伊勢市朝熊町まで			2.8k+100mまで			
宮川	朝熊川	左	1.0k+20mから	伊勢市朝熊町から	920	堤防高 (流下能力)	1.0k+20mから	920	積土俵工	河積不足
			1.8k+90mまで	伊勢市朝熊町まで			1.8k+90mまで			
宮川	朝熊川	右	1.0k+20mから	伊勢市朝熊町から	880	堤防高 (流下能力)	1.0k+20mから	880	積土俵工	河積不足
			1.8k+90mまで	伊勢市朝熊町まで			1.8k+90mまで			

水系名	河川名	重要水防区域指定区間				重要水防箇所				適用
		左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	対策水防工法	
宮川	汁谷川	右	0k+130m から	伊勢市小俣町元町から	1,010	堤防高 (流下能力)	0k+130m から	1,010	積土俵工	高さ不足
			1.0k+140m まで	伊勢市小俣町元町まで			1.0k+140m まで			
宮川	汁谷川	左	0.4k+160m から	伊勢市小俣町元町から	480	堤防高 (流下能力)	0.4k+160m から	480	積土俵工	高さ不足
			1.0k+20m まで	伊勢市小俣町元町まで			1.0k+20m まで			
宮川	横輪川	左	0k+0m から 1.0k+70m まで	伊勢市円座町から 伊勢市上野町まで	1,070	堤防高 (流下能力)	0k+0m から	240	積土俵工	H6.9 実績有 河積不足
							0k+190m まで			
宮川	横輪川	右	0k+40m から 1.0k+70m まで	伊勢市津村町から 伊勢市上野町まで	1,040	堤防高 (流下能力)	0k+40m から	490	積土俵工	H6.9 実績有 河積不足
							0.4k+130m まで			
宮川	横輪川	左	2.6k+120m から	伊勢市上野町から	440	堤防高 (流下能力)	2.6k+120m から	440	積土俵工	河積不足
			3.0k+160m まで	伊勢市上野町まで			3.0k+160m まで			
宮川	横輪川	左	7.6k+100m から	伊勢市横輪町から	360	堤防高 (流下能力)	7.6k+100m から	360	積土俵工	河積不足
			8.0k+90m まで	伊勢市横輪町まで			8.0k+90m まで			
宮川	横輪川	右	8.0k+70m から	伊勢市横輪町から	240	堤防高 (流下能力)	8.0k+70m から	240	積土俵工	河積不足
			8.2k+130m まで	伊勢市横輪町まで			8.2k+130m まで			

水系名	河川名	重要水防区域指定区間				重要水防箇所				適用
		左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	対策水防工法	
宮川	雨湊川	左	0k+0m から	伊勢市上野町から	1,110	堤防高 (流下能力)	0k+0m から	1,110	積土俵工	河積不足
			1.0k+90m まで	伊勢市上野町まで			1.0k+90m まで			
宮川	雨湊川	右	0k+0m から	伊勢市上野町から	1,110	堤防高 (流下能力)	0k+0m から	1,110	積土俵工	河積不足
			1.0k+90m まで	伊勢市上野町まで			1.0k+90m まで			
大堀川	大堀川	右	0.2k+90m から	伊勢市東大淀町から	3,400	堤防高 (流下能力)	0.2k+90m から	3,400	積土俵工	河積不足
			3.6k+50m まで	伊勢市柏町まで			3.6k+50m まで			
江川	江川	左	0.2k+110m から	伊勢市村松町から	2,480	堤防高 (流下能力)	0.2k+110m から	2,480	積土俵工	河積不足
			2.6k+180m まで	伊勢市西豊浜町まで			2.6k+180m まで			
江川	江川	右	0.2k+110m から	伊勢市有滝町から	2,490	堤防高 (流下能力)	0.2k+110m から	2,490	積土俵工	河積不足
			2.6k+180m まで	伊勢市西豊浜町まで			2.6k+180m まで			
外城田川	外城田川	左	1.0k+20m から 4.2k+30m まで	伊勢市榎原町から 伊勢市西豊浜町まで	3,980	漏水	1.0k+20m から 3.0k+190m まで	2,920	月の輪工	河積不足
						堤防高 (流下能力)	3.0k+190m から 4.2k+30m まで			
外城田川	外城田川	右	1.8k+20m から 4.2k+0m まで	伊勢市西豊浜町から 伊勢市西豊浜町まで	2,490	漏水	1.8k+20m から 3.2k+30m まで	1,490	月の輪工	河積不足
						堤防高 (流下能力)	3.2k+30m から 4.2k+0m まで			
計					33,300			33,300		

(2) 海岸
ア 重要度B

海岸名	重要水防区域指定区間			重要水防箇所				適用
	位置	地先名	延長 (m)	種別	位置	延長	対策水防 工法	
北浜西地 先海岸	+0m から	伊勢市東大淀 町から	2,140	工作物	+0m から	2,140	積土俵工	堤防老 朽化
	+2,140m ま で	伊勢市村松町 まで			+2,140m ま で			
北浜東地 先海岸	+0m から	伊勢市村松町 から	230	工作物	+0m から	230	積土俵工	堤防老 朽化
	+230m まで	伊勢市有滝町 まで			+230m まで			
二見地区 海岸	+0m から +4,110m ま で	伊勢市二見町 今一色から 伊勢市二見町 江まで	4,110	工作物	+0m から	4,110	積土俵工	堤防老 朽化 高さ不 足
				浸食	+4,110m ま で			
神前地区 海岸	+30m から	伊勢市二見町 江から	220	工作物	+30m から	220	積土俵工	堤防老 朽化
	+250m まで	伊勢市二見町 松下まで			+250m まで			
計			6,700			7,690		

第6編 協定等一覧

No	名称	協定先	担当
1	集団災害救護活動協定書	伊勢市医師会	消防チーム
2	災害時相互応援協定	飯田市（覚書同日締結）	企画チーム
3	三重県水道災害広域応援協定	三重県・市町村・水道供給事業者	上下水道チーム
4	公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	公益社団法人日本水道協会中部地方支部及び中部地方支部内の県支部	上下水道チーム
5	三重県内消防相互応援協定	三重県・市町村・消防一部事務組合	消防チーム
6	災害発生時における伊勢市と伊勢市内郵便局の協力に関する協定	伊勢市内郵便局	危機管理課
7	避難場所の相互利用に関する覚書	鳥羽市（堅神地区避難所の相互利用）	危機管理課
8	災害時相互応援協定	西条市（覚書同日締結）	企画チーム
9	三重県災害等廃棄物処理応援協定	県内市町村、広域環境組合	環境衛生チーム
10	津波に対する緊急避難施設としての使用に関する協定書	伊勢警察署	危機管理課
11	災害時の葬祭業務に関する協定	三重県葬祭業協同組合、伊勢農業協同組合、規格葬儀取扱指定6業者	環境衛生チーム
13	災害時における特設公衆電話に関する協定書	西日本電信電話株式会社三重支店	危機管理課
14	災害時要援護者の要援護者避難所として施設等を使用することに関する協定書	関係法人10団体（14施設）	避難所チーム
15	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	イオン株式会社 中部カンパニー（伊勢ジャスコ 店内取扱商品等）	物資チーム
16	大規模災害時における駐車場の一部使用に関する協定	イオン株式会社 中部カンパニー（伊勢ジャスコ駐車場）	企画チーム
17	地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定	（社）三重県建設業協会伊勢支部、伊勢GIS協同組合、伊勢広域上下水道組合	応急復旧チーム
18	災害時における物資提供に関する協定書	コカ・コーライーストジャパン株式会社（自動販売機飲料開放、物資提供）	物資チーム
19	災害時における物資供給に関する協定書	伊勢志摩総合地方卸売市場、青果市場、魚類市場	物資チーム
20	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	中部電力 西日本電信電話株式会社 東邦ガス	企画チーム
23	災害時における隊友会の協力に関する協定書	社団法人 隊友会三重県隊友会	企画チーム
24	災害時における物資供給等に関する協定書	コメリ（物資供給、駐車場用地の使用）	物資チーム
25	防災に関する基本協定	社団法人 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	応急復旧チーム
26	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	三重県石油商業組合伊勢支部	避難所チーム
27	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	三重県石油商業組合伊勢支部	後方支援チーム

No	名称	協定先	担当
28	災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書	三重県レッカー事業協同組合	応急復旧チーム
29	災害発生時における災害応急工事に関する協定書	社団法人 三重県造園建設業協会南勢支部	応急復旧チーム
30	災害時協力協定	独立行政法人国立高等専門学校機構 鳥羽商船高等専門学校	物資チーム
31	三重県防災行政無線と伊勢市防災行政無線（同報系）の全国瞬時警報システム使用に関する協定	三重県	危機管理課
32	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	応急復旧チーム
33	災害時における動物救護活動に関する協定書	公益社団法人三重県獣医師会伊勢志摩支部	環境課
34	災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書	三重県（災害救助法適用時または国民保護発動時）	物資チーム
35	災害時における応急生活物資等の調達の協力に関する協定書	株式会社ぎゅーとら	物資チーム
36	広告付き避難場所看板の設置に関する協定書	テルウェル西日本株式会社	危機管理課
37	広告付き避難場所看板の設置に関する協定書	中電興業株式会社	危機管理課
38	災害ボランティアセンターの設置と運営等に関する協定書	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会	生活再建チーム
39	津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書	伊勢安土桃山文化村	危機管理課
40	津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書	シンフォニアテクノロジー株式会社	危機管理課
41	津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定	社会福祉法人 洗心福祉会	危機管理課
42	地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定	いせ有志協力会（市内建設業者有志の会）	応急復旧チーム
43	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	一般社団法人 日本非常食推進機構	物資チーム
44	伊勢市、加賀市災害時相互応援協定書	加賀市	企画チーム
45	災害時に備えた相互協力に関する申し合わせ	伊勢警察署	企画チーム
46	三重県市町災害時応援協定書	三重県、三重県市長会、三重県町村会	企画チーム
47	災害時における飲料水の提供に関する協定書	株式会社伊藤園	物資チーム
48	災害時等における要援護者の輸送協力に関する協定書	市内福祉タクシー業者5社	避難所チーム
49	地震・津波・風水害等の緊急時における協定書	南三重電気工事協同組合	応急復旧チーム
50	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	マンションアルタイル所有者	危機管理課
51	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	三重県	危機管理課
52	災害時における浴場の使用等に関する協定書	伊勢公衆浴場組合	避難所チーム
53	三重県防災ヘリコプター支援協定	三重県・市町・消防一部事務組合	消防チーム
54	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	西区自治会	危機管理課
55	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	伊勢広域環境組合	危機管理課
56	災害時要援護者の要援護者避難所として施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 伊勢亀鈴会	避難所チーム

No	名称	協定先	担当
57	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	マンション大山所有者	危機管理課
58	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	アビーロード所有者	危機管理課
59	津波発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書	イオンリテール株式会社	危機管理課
60	津波発生時における津波緊急避難場所としての使用に関する協定書	学校法人皇學館	危機管理課
61	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定	イオンタウン株式会社	危機管理課
62	災害時における指定避難所としての使用に関する協定書	三重県	危機管理課
63	災害時における災害時要援護者の支援に関する協定書	三重県	避難所チーム
64	映像情報の提供に関する協定書	国土交通省三重河川国道事務所	応急復旧チーム
65	災害時における医療救護活動に関する協定書	一般社団法人伊勢地区医師会	医療保健チーム
66	災害時における避難所としての使用に関する協定書	三重県立伊勢工業高等学校	避難所チーム
67	災害時における避難所としての使用に関する協定書	三重県立宇治山田高等学校	避難所チーム
68	災害時における避難所としての使用に関する協定書	三重県立宇治山田商業高等学校	避難所チーム
69	災害時における避難所としての使用に関する協定書	三重県立伊勢高等学校	避難所チーム
70	津波発生時における津波緊急避難所として学校施設の使用に関する協定書	三重県立伊勢まなび高等学校	危機管理課
71	災害時における避難所としての使用に関する協定書	三重県立明野高等学校	避難所チーム
72	災害時における歯科医療救護活動に関する協定書	一般社団法人伊勢地区歯科医師会	医療保健チーム
73	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	マエストロ御園所有者	危機管理課
74	災害時における葬祭業務等の協力に関する協定書	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	環境衛生チーム
75	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	海恵の宿所有者	危機管理課
76	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	太江寺所有者	危機管理課
77	災害時等における避難所等要援護者の応急措置等に関する協定書	介護保険サービス事業者	避難所チーム
78	災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書 防災拠点災害対応機器備蓄に関する覚書	三重県伊勢LPガス協議会 一般社団法人三重県LPガス協会	物資チーム
79	災害時相互応援協定書	中津川市	企画チーム
80	災害時における交通及び地域安全の確保等に関する協定書	伊勢鳥羽志摩地区警備業協議会	応急復旧チーム
81	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	マンションK&K・マンションM&E所有者	危機管理課
82	災害時における協力に関する協定書	三重県行政書士会	生活再建チーム
83	災害時における伊勢市行政財産の一時使用に関する覚書	伊勢警察署	企画チーム
84	災害時の電力供給に関する覚書	株式会社パイテックエネスタ	企画チーム
85	災害時の放送に関する協定 「災害時の放送に関する協定」にかかる覚書	株式会社ZTV	情報チーム

No	名称	協定先	担当
86	災害時の記録映像提供の協力に関する協定	株式会社 ZTV	広報広聴課
87	災害時における医療救護活動に関する協定書	一般社団法人伊勢薬剤師会	医療保健チーム
88	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	有限会社三重高齢者福祉会 (介護付有料老人ホームわが家伊勢所有者)	危機管理課
89	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	アンジュール小木Ⅱ所有者	危機管理課
90	Lアラート(公共情報 commons)の運用に係る覚書	三重県	情報チーム
91	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書 「津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定」にかかる覚書	学校法人みどり学園 ゆたか幼稚園	危機管理課
92	災害時における緊急物資輸送等に関する協定書	三重県トラック協会南勢支部	物資チーム
93	災害時における応急対策の協力に関する協定書	三和シャッター工業株式会社	応急復旧チーム
94	アマチュア無線等による災害時の情報収集・伝達等の協力に関する協定書	伊勢市アマチュア無線災害ネットワーク	情報チーム
95	災害時等における避難所等要援護者の応急措置等に関する協定書	株式会社かがせお	避難所チーム
96	地震等災害時の応急対策活動の協力に関する協定書	一般社団法人 三重県建築士会 伊勢支部	応急復旧チーム
97	災害時における来訪者及び住民等への応急生活物資供給等の協力に関する協定書	内宮エリア災害協力協議会	避難所チーム 物資チーム
98	災害時等における施設利用の協力に関する協定	国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所	危機管理課
99	災害時における緊急避難所としての使用に関する協定書	三重交通株式会社 株式会社三交イン	危機管理課
100	災害時における災害時要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関する協定書	三重交通株式会社 株式会社三交イン	避難所チーム
101	大規模災害等における防疫業務に関する協力についての協定書	三重県ペストコントロール協会	環境衛生チーム
102	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	株式会社マサヤグループ本社	危機管理課
103	災害時における災害時要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関する協定書	株式会社海栄館	避難所チーム
104	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書	八木段ボール株式会社	物資チーム
105	火災時における消防用水の確保に関する協定書	伊勢生コンクリート協同組合	消防チーム
108	災害時等における電気自動車による電力供給に関する協定書	三重日産自動車株式会社 日産自動車株式会社	避難所チーム
109	災害時等における電気自動車による電力供給に関する協定書	株式会社 赤福	避難所チーム
110	災害時における災害時要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関する協定書	アンドリゾート 株式会社	避難所チーム
111	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	危機管理課
112	災害時要配慮者の福祉避難所として施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 賀集会	避難所チーム
113	災害時における応急対策資機材の供給に関する協定書	株式会社東海大阪レンタル	物資チーム

No	名称	協定先	担当
114	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	危機管理課
115	各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および情報連携に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社	危機管理課
116	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社 キナン 伊勢営業所	物資チーム
117	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	株式会社 油米	後方支援チーム
118	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	株式会社 油米	危機管理課
119	災害時における物資の輸送等に関する協定書	ヤマト運輸株式会社 三重主管支店	物資チーム
120	災害時における災害時要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関する協定書	株式会社グリーンズ	避難所チーム
121	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	シンフォニアエンジニアリング株式会社	危機管理課
122	伊勢市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	上下水道チーム
123	災害時相互応援協定書	静岡県袋井市	危機管理課
124	原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定書	静岡県袋井市	危機管理課
125	緊急消防援助隊三重県大隊等の応援出動における食料等の供給に関する協定書の実施に係る覚書	三重県 三重県生活協同組合連合会 四日市市消防本部 他 14 消防本部	消防チーム
126	災害時における災害時要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関する協定書	エリアワンエンタープライズ株式会社	避難所チーム
127	災害時の葬祭業務に関する協定	株式会社 セレモ	環境衛生チーム
128	災害時要配慮者の福祉避難所として施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 邦栄会	避難所チーム
129	災害対応型自動販売機設置協定	コカ・コーラ ボトラーズ ジャパン株式会社 ベンディング三重支店	物資チーム
130	災害時における医療的配慮が必要な在宅酸素療養者等に対する支援に関する協定書	ケアメディカルジャパン株式会社	避難所チーム
131	災害時における無人航空機による情報収集に関する協定書	稲穂株式会社	応急救護チーム
132	災害時における無人航空機による情報収集に関する協定書	MEIWA DRONE WORKS	応急救護チーム
133	災害時における下水道施設の応急復旧に関する協定書	株式会社 石垣 名古屋支店	上下水道チーム
134	水道施設の災害に伴う応援協定書	株式会社ファノバ 中部支店	上下水道チーム
135	大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書	株式会社 キング観光	物資チーム
136	災害時における支援協定に関する協定書	生活協同組合コープみえ	物資チーム
137	災害時等に福祉避難所として施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会	避難所チーム

No	名称	協定先	担当
138	災害時等に福祉避難所として施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 恒心福祉会	避難所チーム
139	災害時等に卸売市場にある施設の一部を市の物資拠点として一時使用することに関する協定書	伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社 伊勢山田青果株式会社 株式会社伊勢魚類市場 伊勢食彩株式会社	物資チーム
140	伊勢市内に地震、風水害等に大規模災害が発生した場合、災害備蓄用パンの供給に関する協定書	社会福祉法人 ベテスタ	物資チーム
141	災害時における無人航空機による情報収集に関する協定書	NPO 法人チーム・さくら	応急復旧チーム
142	災害発生時における緊急応急対策業務に関する協定書	株式会社クボタ中部支社 クボタ環境エンジニアリング株式会社中部支部	上下水道チーム
143	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	村田機械株式会社	避難所チーム
144	災害時における備蓄物資及び支援物資の受け入れ及び輸送、輸送拠点等の運営等の協力に関する協定書	佐川急便株式会社 中京支店	物資チーム
145	災害における石油燃料及び生活用水等の供給に関する協定書	ベストパートナー株式会社	後方支援チーム
146	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	三重三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	物資チーム
147	災害時における資機材のレンタルに関する協定書	株式会社 ダイワテック	物資チーム
148	災害時における医療材料等の供給に関する協定	株式会社 スズケン 伊勢支店	医療チーム

1 集団災害救護活動協定書（伊勢市医師会）

伊勢市（以下「甲」という。）と伊勢市医師会（以下「乙」という。）とは、集団災害事故の救護活動に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 伊勢市の区域内で集団災害事故が発生した場合において、その救護体制及び迅速、円滑な救護活動の確立を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 集団災害事故とは、台風、豪雨、地震、津波、爆発、火災その他これらに類する突発的大事故により、一時に多数（25人以上の重症者、死者が生じたとき、又は、消防長が必要と認めたとき）の傷病者等が生じた事故をいう。

（救護活動）

第3条 甲は、集団災害事故が発生した場合は、乙に救護活動を要請するものとし、乙は、速やかに救護活動を行うものとする。

2 乙は、救護活動を行う場合は伊勢市防災計画及び伊勢市医師会救護活動要項（以下「要項」という。）に基づき救護活動を行うものとする。

3 乙は、要項に基づく独断救護を行った場合は、直ちに、甲に通報するものとする。

（収容医療機関）

第4条 救護活動に伴い収容を必要とする重傷者及び助産を必要とする者に対する収容医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）の規定に基づき認定された救急病院等並びに乙の調査に基づく収容受諾病院及び診療所等とし、別表のとおりとする。

（損害補償及び費用弁償）

第5条 第3条第1項の規定による救護活動要請のあった場合及び同条第3項の規定による独断救護を行い甲に通報のあった場合の乙の医師等に対する損害補償については、伊勢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第20号）に基づき実施するものとする。

2 乙は、救護活動に要した費用については、適宜甲と協議するものとする。

（報告）

第6条 乙は、救護活動終結後、その結果を、速やかに甲に書面で報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、昭和63年2月1日から昭和64年1月31日までとする。

2 前項の機関満了の1か月前に、甲又は乙のいずれからも異議の申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

昭和63年2月1日

甲	伊勢市 代表者 伊勢市長	水谷光男
乙	伊勢市医師会 代表者 伊勢市医師会長	永井寛

伊勢市医師会救護活動要項

本要項は、日本医師会救護災害医療対策委員会が作成した災害対策要領、三重県防災会議が作成した三重県地域防災計画及び伊勢市防災会議が作成した伊勢市地域防災計画並びに伊勢市医師会定款等関係諸規定に基づき定める。

(活動)

第1条 救護活動とは、集団災害事故であつて台風、豪雨、地震、津波、爆発、火災、交通災害、工場災害、その他これに類する突発的大事故により一時的に多数の傷病者が発生した場合に行う救護をいう。

第2条 伊勢市医師会（以下「医師会」という。）は、伊勢市災害対策本部長の要請に基づき医療活動を行う。

1 三重県医師会長の要請があつた場合及び医師会会長の発意によつても医療救護活動を行うものとする。

2 医師会会長の判断によつて、伊勢市及び地域以外にも出動し医療救護活動を行う。

(組織及び編成)

第3条 第2条の医療活動を行う場合には、医師会に災害救護本部（以下「本部」という。）を設置し医師会会長が本部長となり、医師会副会長、救急担当理事、県医救急医療対策委員及び医師会職員が本部員となる。

第4条 医師会に6救護班を置く。その名称、班編成等については細則に定める。

(現場救護)

第5条 救護班長は、医師会会長の指示により、第1次出動員と共に先行して救護にあたり、状況を把握して本部に報告する。医師会会長は状況を判断し、他の救護班の出動増援を指示することもある。

又、救護班長は直接に、伊勢市災害対策本部長、警察署長、消防長、関係公共団体の長等の公的機関から要請のあつた場合にも出動が出来る。

第6条 救護班長は、医師会会長の指示に従つて救護班を現場に急行させ、班員を指揮して災害現場の自治団体等と協力して、救護活動の円滑な遂行に努める。

救護班長は、傷病の種類、軽重、搬送の順序を判断し、搬送先（収容医療機関）を指示し、輸送上の注意等を記して傷病者を輸送機関に引渡す。

救護班長は必要により、輸送中の傷病者の処置のため班員を同行せしめ、輸送中の応急処置にあたらせる。救護班長は状況により、伊勢市及び関係公共団体が予定している収容避難場所の中に、救護所を開設して救急業務にあたる。救急医薬品及び医療器具の調達、搬送は伊勢市及び関係公共団体職員がこれにあたる。

第7条 災害現場に近い医師会会員が、先行して独断救護にあたる場合は、医師会会長、又は地域の救護班長にすみやかに連絡をとり状況を報告し、出動応援を要請する。

(医療機関)

第8条 重傷者収容医療機関は、救急病院等を定める省令の規定により届出された救急医療機関及び医師会調査に基く収容受諾病院、診療所とする。

(通信連絡)

第9条 救護活動時の通信連絡は伊勢市及び関係公共団体職員等が担当し、必要な資器材にあつては、医師会、伊勢市、関係公共団体及び伊勢市消防本部保有のものを利用する。

(装備資材)

第10条 救護班長及び班員の装備と携行資材は、細則で別にこれを定める。

(身分保障、費用弁償)

第11条 伊勢市災害対策本部より出動要請のあつた場合の救護出動班員の身分保障については、伊勢市消防団員等公務災害補償条例に基き行われるものとする。医療のため支出した費用は伊勢市と適宜協議する。

(報告)

第12条 救護活動終結後、出動救護班長、収容医療機関は、その詳細を書面でもって速やかに、医師会会長に報告するものとし、その書式等は細則に定める。

(その他)

第13条 本要項は62年1月1日付発効するものとする。

第14条 本要項の運営についての細部の問題に関しては、別に細則で定める。

2 災害時相互応援協定（飯田市）

飯田市と伊勢市は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）時の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、いずれかの市域に災害が発生した場合、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 児童生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅のあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する市は、次の事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、後日速やかに災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、品名及び数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、種類及び数量並びに提供期間
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種及び人員並びに派遣期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の自主出動）

第4条 災害が発生し、被災市との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

（連絡担当部課）

第5条 両市は、あらかじめ連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、応援を行った市が負担する。
- (2) 応援物資の調達その他応援に要した経費は、応援を受けた市が負担する。

（平常時における活動等）

第7条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

（効力の発生）

第8条 この協定は、平成8年3月1日から効力を生じるものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し双方及び立会人署名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成8年3月1日

長野県飯田市長	田中秀典
三重県伊勢市長	水谷光男
立会人 長野県飯田市議会議長	今村八束
立会人 三重県伊勢市議会議長	森本馨

覚 書

飯田市と伊勢市は、平成8年3月1日付けの災害時相互応援協定書（以下「協定」という。）第6条応援経費の負担について、次のとおり確認するものとする。

（職員派遣経費の負担）

第1条 協定第6条第1号に規定する職員の派遣に要した経費は、法令その他別に定めのある場合を除くほか、次に定めるところにより負担するものとする。

- (1) 応援を行った市の職員が、応援業務により負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った市が負担する。
- (2) 応援を行った市の職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務中に生じたものについては、応援を要請した市が、また、応援の往復の途中において生じたものについては、応援を行った市が賠償の責を負う。

（応援物資調達等経費の負担）

第2条 協定第6条第2号に規定する、応援に要した経費には次のものを含むものとする。

- (1) 車両、資機材等の借上料
- (2) 車両、資機材等の燃料費
- (3) 車両、資機材等の輸送費
- (4) 車両、資機材等の破損又は故障が生じた場合の修理費

（経費の繰替支弁）

第3条 応援を行った市は、応援を受けた市が負担すべき経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合には、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成8年3月1日

長野県飯田市

飯 田 市 長 田 中 秀 典

三重県伊勢市

伊 勢 市 長 水 谷 光 男

3 三重県水道災害広域応援協定（三重県、市町村、水道供給事業者）

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、濁水、事故等の水道災害時において、三重県内の全市町村及び水道用水供給事業者（以下「市町村等」という。）が行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（基本姿勢）

第2条 第7条の連絡体制を円滑にし、本協定の活用を促進させるため県内を北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀の5ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックは、それぞれ地域に応じた対策を織り込んだ相互応援体制を確立するものとする。

（広域応援体制）

第3条 震度5弱以上の地震等（以下「大災害」という。）の災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための広域応援体制として、三重県水道災害対策本部（以下「本部」という。）、三重県水道災害現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

2 前項の広域応援組織は、別図のとおりとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。

（本部）

第4条 本部は、三重県水道災害広域応援対策推進委員会（以下「委員会」という。）の構成員が、指名する者をもって構成する。

2 本部長には三重県環境安全部長を、副本部長には三重県企業庁長をもって充てる。

3 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。

（現地連絡本部）

第5条 現地連絡本部は、本部及び市町村水道部局等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

2 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

3 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。

（本部等の設置）

第6条 三重県域に大災害が発生した場合には、本部は、自動的に設置され、現地連絡本部は、本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

2 前項の場合のほか、本部は三重県環境安全部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

3 本部は、環境安全部内に、現地連絡本部は適宜必要な場所に設置するものとする。

（連絡体制）

第7条 災害が発生した場合の連絡体制は、別途定める実施要領により、地震、濁水及び事故等ごとに取り決めるものとする。

（応援）

第8条 応援は、原則として次の各項により行うものとする。

2 ブロックの代表市町村（以下「代表者」という。）は、被災市町村等から応援依頼を受け、必要と認めるとき、本部へ応援を要請する。

3 本部は、代表者からの要請に基づいて応援の調整を行った後、他の代表者を通じ、市町村等に応援要請を行う。

4 現地連絡本部が設置されたときは、第2項及び第3項で規定する応援要請については、現地連絡本部が代表者に代わってこれを行う。

5 応援要請を受けた市町村等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

（要請方法）

第9条 被災市町村等が、代表者に応援を要請しようとするとき並びに全条第2項、第3項及び第4項の規定により応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 被災市町村等の判断により市町村等間の応援要請を行った場合は、本部又は委員会へ応援要請書（別記第1号様式）により事後報告するものとする。

3 代表者等は、応援要請後速やかに応援要請書を取りまとめ、本部又は委員会へ報告するものとする。

（応援の内容）

第10条 応援活動は原則として、被災市町村等の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び復旧用資機材の供出
- (4) 前3号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

3 原則として、前項第1号及び第2号の作業期間は、7日以内とし、継続する場合は被災市町村等、応援市町村等及び本部の協議による。

(応援物資等の調査)

第11条 市町村等は、応援活動を円滑に実施するため保有する物資等を調査し、その結果を応援物資等調査表(別記第2及び第3号様式)により、毎年4月末日までに委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の調査表を取りまとめ、市町村等に送付するものとする。

(応援体制)

第12条 応援市町村等が派遣する職員(以下「応援職員」という。)は、災害の状況に応じて給水用具、作業工具、食糧、衣類、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援市町村等名を表示する腕章等を着用するものとする。

(受援体制)

第13条 受援市町村等は、原則として災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋その他の必要な便宜を供与するものとする。

2 受援市町村等は、原則として資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要する経費は、法令等に別段定めのあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応急給水、応急復旧、応急給水及び復旧用資機材等に要する費用は、原則として受援市町村等が負担する。
- (2) 応援市町村等の職員を派遣するのに要する経費は、応援市町村等が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援市町村等の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては受援市町村等が、受援市町村等への往復途中に生じたものについては、応援市町村等が負うものとする。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係市町村等が協議して定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

第16条 この協定は、平成9年10月21日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書70通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年10月21日

三 重 県 知 事	北 川 正 恭	
伊 勢 市 長	水 谷 光 男	
玉 城 町 長	中 瀬 信 一	
二 見 町 長	井 戸 龍 平	
小 俣 町 長	奥 野 英 介	
御 薊 村 長	北 村 栄 一	

4 公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水等の災害に被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会中部地方支部（以下「中部地方支部」という。）及び中部地方支部内の県支部（以下「県支部」という。）間における相互応援活動に係る体制並びに公益社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）への応援要請に係る中部地方支部及び県支部の体制に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 中部地方支部内において災害が発生した場合には、当該災害に被災した事業体が属する県支部の支部長は、県、その他関係機関と調整を図り、他の協定を考慮した上で、必要と認めるときは、公益社団法人日本水道協会中部地方支部長（以下「中部地方支部長」という。）に対して応援の要請を行うことができる。

(要請方法)

第3条 前条の要請は、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにして、口頭、電話、FAX又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を中部地方支部長に提出する。

- (1) 被災の状況
- (2) 必要とする応援内容
- (3) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする職員の人員
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前条の要請を受けた中部地方支部長は、国、協会本部その他関係機関と調整を図った上で、中部地方支部内の他の県支部長（以下「応援県支部長」という。）に対して応援を要請する。

3 中部地方支部長は、前条の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

4 中部地方支部長は、被災状況等から必要があると認めるときは、前条の要請の連絡を待たずに、応援県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

5 前3項中、中部地方支部長が行う要請については第1項の規定を準用する。

(代理)

第4条 中部地方支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合には、新潟県支部長がこの協定における中部地方支部長の事務を代理するものとする。

2 県支部長は、県支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合において、この協定における県支部長の事務を代理させるため、当該代理をする県内の事業体をあらかじめ決めておくものとする。

3 県支部長である事業体が被災し、かつ、前項に基づき当該代理をする事業体も被災し、適切な連絡調整が行えない場合には、別表により、該当する代理県支部長がこの協定における県支部長の事務を代理するものとする。

(応援体制)

第5条 応援県支部長は、中部地方支部長から第3条に定める応援の要請の連絡を受けたときは、応援を要請した県支部長（以下「被災県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

2 第3条に定める応援の要請の連絡を受けた応援県支部長は、直ちに県支部内の事業体に対し、応援の要請を行う。

3 中部地方支部長は被災県支部長、協会本部と協議し応援事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置することができる。

(応援内容)

第6条 応援活動は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 非常用発電設備等の運転に必要な燃料の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援職員の受け入れ)

第7条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災県支部長は、応援を受ける事業体（以下「被災事業体」という。）と協議の上、応援活動に従事する事業体（以下「応援事業体」という。）の職員及び工事業者の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設について指定することが困難な場合については、応援事業体及び現地対策本部に対し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(中継水道事業体)

第8条 中部地方支部長は、中部地方支部内で大規模広域災害が発生した場合、中部地方支部内の被災県支部以外の県支部、又は他の地方支部からの応援が必要となったとき、遠方からの応援事業体の移動補助を目的とした活動を行う事業体を、関係する県支部長と協議の上定めることができるものとする。

(支援拠点水道事業体)

第9条 中部地方支部長は、中部地方支部内で大規模広域災害が発生した場合において、応援の長期化が見込まれる場合等に、効率的な応援体制の構築を実現することを目的とした活動を行う事業体を、関係する県支部長と協議の上定めることができるものとする。

(費用負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、被災事業体の負担とすることを原則として、応援事業体と被災事業体とが協議して定めるものとする。

2 被災事業体の負担とすべき費用であっても被災事業体が当該費用を支弁する余裕がない場合は、応援事業体が一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部課)

第11条 中部地方支部長及び各県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(中部地方支部防災連絡協議会の設置)

第12条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、中部地方支部長及び各県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる中部地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

(他の地方支部への応援)

第13条 中部地方支部長が他の地方支部長と地方支部間における災害時の応援活動等について協定を締結した場合であって、当該協定に基づき被災した他の地方支部長から中部地方支部長に対し応援活動の協力要請があったときは、この協定による中部地方支部内における応援活動の例により全面的に協力するものとする。

2 中部地方支部長は、他の地方支部長と前項の協定を締結しようとするときは、あらかじめ各県支部長と協議するものとする。

3 中部地方支部長が、協会本部から他の地方支部の正会員に対する応援活動の協力要請を受けたときは、その受諾について、各県支部長と協議するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

4 中部地方支部長が、前項の応援活動の協力要請を受諾したときは、支部内の事業体においては、この協定による応援活動の例により全面的に協力するものとする。

(日本水道協会正会員以外の水道事業体等への応援)

第14条 中部地方支部内の各県支部長若しくは各県等の行政機関、協会本部又は他の地方支部から、日本水道協会正会員以外の水道事業体又は簡易水道事業体に対する応援活動の協力要請があった場合は、中部地方支部長と関係する県支部長が協議の上、この協定に準じて当該応援活動の協力要請に対応するものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、中部地方支部長及び各県支部長が協議してこれを定める。

2 各県支部長は平常時から県支部内の事業体に対し、本協定及び同実施要領の周知に努めるものとする。

(適用)

第16条 この協定は、平成29年10月15日から適用する。

2 この協定の締結をもって平成27年4月1日締結の「公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」は、その効力を失う。

この協定の締結の証として、本書10通を作成し、中部地方支部長及び各県支部長押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年10月6日

公益社団法人日本水道協会中部地方支部長
名古屋市長 河村 たかし
公益社団法人日本水道協会愛知県支部長
豊橋市長 佐原 光一
公益社団法人日本水道協会三重県支部長
津市長 前葉 泰幸
公益社団法人日本水道協会静岡県支部長
静岡市長 田辺 信宏
公益社団法人日本水道協会岐阜県支部長
岐阜市長 細江 茂光
公益社団法人日本水道協会福井県支部長
福井市長 東村 新一
公益社団法人日本水道協会石川県支部長
金沢市長 山野 之義
公益社団法人日本水道協会富山県支部長
富山市長 森 雅志
公益社団法人日本水道協会長野県支部長
長野市長 加藤 久雄
公益社団法人日本水道協会新潟県支部長
新潟市長 篠田 昭

別表

被災県支部長名	代理県支部長名
愛知県支部長	福井県支部長
三重県支部長	石川県支部長
静岡県支部長	長野県支部長
岐阜県支部長	富山県支部長
福井県支部長	愛知県支部長
石川県支部長	三重県支部長
富山県支部長	岐阜県支部長
長野県支部長	新潟県支部長
新潟県支部長	静岡県支部長

実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人日本水道協会中部地方支部（以下「中部地方支部」という。）の支部長（以下「中部地方支部長」という。）と中部地方支部内の県支部長（以下「県支部長」という。）とが、平成29年10月6日に締結した「公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）第15条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援要請に対する準備)

第2条 中部地方支部内で災害が生じた場合には、被災した事業者が属する県支部の支部長は、直ちに情報収集に努め、応援要請についての判断を迅速に行えるようにするものとする。

2 県支部長は、中部地方支部内において、地震が発生した場合は、表の定めるところにより当該地震の震度に応じて応援体制を整えるものとする。

種別	発令の時期	体制
注意体制	震度5（弱）の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況により更に高度な配備に迅速に移行しうる体制とする。
警戒体制	震度5（強）の地震が発生し、かつ災害が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災した事業者が属する県支部の支部長の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度6（弱）以上の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災した事業者が属する県支部の支部長の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

3 中部地方支部長から応援の要請の連絡又は応援体制の準備の要請を受けた県支部長は、県支部内の事業者に対して速やかに応援を要請し、応援活動について調整をするものとする。

4 中部地方支部長は、中部地方支部内において震度6弱以上の地震が発生したときは調査隊を派遣することができる。

5 前項の調査隊に係る職員は被災した事業者が属する県支部の支部長と中部地方支部長が協議して決定する。

6 各県支部長は災害に備え、平常時から県支部内での連絡体制について整備するように努めるものとする。

(応援活動)

第3条 応援活動は、応援を受ける事業者（以下「被災事業者」という。）の指示に従い、被災事業者が定めた応急給水及び応急復旧に関するマニュアル等に基づいて、関係各機関と調整し、協力を得るなどして行う。

- 2 応援活動に従事する事業者（以下「応援事業者」という。）が、工事業者とともに活動しようとする場合は、応援事業者が応援に従事する工事業者に連絡し、被災事業者での応援活動の業務を請け負う意思があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を派遣する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として応援事業者が締結する。
- 3 協定第6条第4号に掲げる工事業者の斡旋については、被災事業者等から要請を受けた県支部長が県内会員等を通じて必要な工事業者に連絡し、被災事業者での応援活動の業務を請け負う意思があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を斡旋する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として被災事業者が締結するものとし、当該契約締結について当該工事業者の意思を確認するものとする。
- 4 協定第6条第5号に掲げる燃料の提供については、応援事業者が、燃料の運搬供給業務を行う業者に、運搬供給を請け負う意思を確認し、被災事業者の意向に従い、当該業務を依頼する。この場合において、当該業務を請け負う業者との契約は、原則として被災事業者が締結するものとし、当該契約締結について当該業者の意思を確認するものとする。
- 5 協定第6条第6号に掲げる特に要請があった事項については、要請を受けた県支部長は、応援事業者が応じることができるものについて応ずるように努めるものとする。ただし、協定の趣旨から逸脱するようなものについては、この限りでない。

（応援事業体現地対策本部）

- 第4条 中部地方支部長は、応援の規模に応じ指揮命令系統の整理のため必要と認めるときは、応援を要請した県支部長（以下「被災県支部長」という。）及び公益社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）と調整の上、被災事業者ごとに応援事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くことができる。
- 2 現地対策本部は、被災事業者、被災県支部長及び応援事業者の職員その他必要があると認められる者で構成するものとする。
 - 3 現地対策本部には本部長及び本部員を置く。
 - 4 本部長は被災県支部長と中部地方支部長との協議により決定し、現地対策本部を統括する。
 - 5 本部員は応援事業者の中から本部長が指名し、本部長を補佐する。

（現地対策本部の運営）

- 第5条 現地対策本部は、次の各号に掲げる事務を行う。
- (1) 応援体制の整備及び把握
 - (2) 応援活動における指揮命令系統の確立
 - (3) 被災状況の把握
 - (4) 応援受入れ体制の支援
 - (5) 被災事業者との連絡調整
 - (6) 応援事業者間相互の連絡調整
 - (7) 応援事業者への情報提供
 - (8) 協会本部及び中部地方支部その他関係各機関との連絡調整
 - (9) その他、本部長が必要と認める事務

（応援活動の体制）

第6条 各事業者が派遣する応援の基本編成は、次の表に定めるとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、被災事業者と応援事業者及び被災県支部長が協議し決定する。

項 目	編 成
応急給水活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水班1班当たり3名体制（運転手1名及び給水要員2名）を基本とする。 2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を併せて派遣することができる。 3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。 4 応援事業者の職員（以下「応援職員」という。）の交代については、応援事業者の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への

	連絡を行う。
応急復旧活動	1 応急復旧班1班当たり8名体制（責任者1名、記録者1名及び作業員6名）を基本とする。 2 3班以上の編成で応援を派遣する場合は、所属する県支部長と連絡調整し、指揮監督するための総括責任者を併せて派遣することができる。 3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。 4 応援職員の交代については、応援事業者の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。
	1 漏水調査班1班当たり4名体制（責任者1名及び作業員3名）を基本とする。 2 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。 3 応援職員の交代については、応援事業者の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。
現地対策本部	1 本部長及び本部員が属する事業者は、現地対策本部の運営に必要な人員を派遣する。 2 派遣する人数については、本部長及び本部員が協議の上決定する。 3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、現地対策本部が判断する。 4 応援職員の交代については、応援事業者の判断とするが、交代時期については、事前に本部長への連絡を行う。

- 2 応援職員には、被災状況に応じ給水用具、作業用器具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。
- 3 応援職員は、被災事業者又は現地対策本部の指示に従う。
- 4 応援職員は、所属する事業者名を表示した腕章等を着用する。

（応援の受入れ体制）

第7条 県支部長は、県支部に属する事業者に対して、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう次の各号に掲げる事項について応援受入れマニュアル等を作成するよう依頼し、県支部長は、これを把握するよう努めるものとする。

(1) 一般事項

- ア 各応援活動に関する方法及び手順
- イ 各応援活動の担当及び担当との連絡方法
- ウ 作業報告の内容及び手続
- エ 応援職員及び工事業者のための宿舎及び駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策
- オ 他機関との応援体制

(2) 応急給水活動に関する事項

- ア 応急給水の水源となる水道施設等
- イ 応急給水拠点の位置
- ウ 給水車の要請リスト

(3) 応急復旧活動に関する事項

- ア 復旧優先路線の明示
- イ 資機材及び残土等の置場の確保
- ウ 施設図、配水系統図及び配水系統変更図等の整備

(4) 応急復旧資機材の提供に関する事項

- ア 資機材の備蓄及び整備状況
- イ 必要となる資機材の種別
- ウ 各事業者における応急復旧資機材の標準的な仕様

(中継水道事業体の活動及び費用)

第8条 中継水道事業体は、被災地情報の応援職員への提供、応援職員の休憩場所や駐車場の提供等、応援職員の移動補助を目的とした活動を行う。

- 2 前項の場合において中継水道事業体は、応援職員の休憩場所や駐車場の提供にあたり、既存の庁舎や敷地を開放するなど、可能な限り特段の費用負担が生じないように留意する。
- 3 中継水道事業体が被災事業体の支援に要した費用は、応援に要する費用負担の原則に準じて扱うものとする。

(支援拠点水道事業体の活動及び費用)

第9条 支援拠点水道事業体は、被災事業体において大規模広域災害のため応急給水活動に支障をきたす場合における給水基地となる水道施設の提供、応援職員の宿泊施設確保の補助、応援職員が各種情報連絡を行うための通信手段の貸与をする等の情報連絡の補助等を行う。

- 2 前項の場合において支援拠点水道事業体は、可能な限り特段の費用負担が生じないように留意する。
- 3 支援拠点水道事業体が被災事業体の支援に要した費用は、応援に要する費用負担の原則に準じて扱うものとする。

(応援活動の情報提供)

第10条 中部地方支部長、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体の属する県支部長は、中継水道事業体及び支援拠点水道事業体に対して、被災事業体の情報等を提供するものとする。

- 2 中部地方支部長及び県支部長は、中部地方支部内の事業体に対して被災事業体での活動状況について、必要に応じて情報等を提供するものとする。

(応援に要する費用負担の原則)

第11条 応援に要する費用負担の原則については、次の各号及び次表に定めるところによる。

- (1) 応援職員に係る人件費は、応援事業体が負担するものとする。ただし、旅費及び諸手当（応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下同じ。）については、応援事業体の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲において、被災事業体の負担とする。
- (2) 応援職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援事業体の負担とする。ただし、被災事業体において応急治療する場合における治療費は、被災事業体の負担とする。
- (3) 応援職員の被災事業体での宿泊や食料にかかる経費については、被災事業体の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援事業体の職員が携行する食料や生活用品等については、応援事業体の負担とする。
- (4) 応援職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、被災事業体の負担とし、応援事業体の算定基準による。
- (5) 法令上特別の定めその他の特別の定めにより、応援事業体に対して応援に要した費用について国、地方公共団体等から補填があった場合は、その補填額を被災事業体の負担額から控除する。

	被災事業体の負担とすべき費用	応援事業体の負担とすべき費用
人件費等	超過勤務手当 深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費（日当を含む。）	給料 地域手当等基本的な手当
材料費	継ぎ手 直管等	
請負工事代金	請負工事代金	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン、軽油、重油、灯油及びその他の燃料） 修理費 賃借料 輸送料	損料

滞在費用	食料費(弁当) 宿泊料 (仮設ハウス設置費用)	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服費(防寒服、貸与被服のない職員分及びクリーニング代) 生活用品その他福利厚生費
その他事務費等	写真代(工事確認用) 作業用消耗品、電話料金(テレホンカード、FAX等) トランシーバー、消火器、地図、コピー等	写真代(記録・広報用) 事務用品(左欄に掲げるものを除く。)
補償関係	応援職員の傷病に対する応急的な治療費 第三者に対する損害補償金の負担(応援作業中)	応援職員の災害補償費(出張中の公務災害) 第三者に対する損害補償金の負担(往復途上)

(6) 第2条第4項に規定する調査隊に係る費用については、第1号から第5号までの規定を準用し、「被災事業体の負担」を「中部地方支部の負担」と読み替える。

(損害賠償に関する特則)

第12条 応援職員が応援活動に係る業務において第三者に対し損害を加えた場合には、原則として、その損害が応援活動に係る業務の従事中に生じたものについては被災事業体が、被災事業体への往復途中に生じたものについては応援事業体が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。

(連絡体制)

第13条 協定に基づく要請、連絡及び情報の交換については、協定第11条の規定により定めた連絡担当部課を通じて行うものとする。ただし被災状況等によりこの規定によることができない場合は、この限りでない。

(中部地方支部防災連絡協議会)

第14条 協定第12条に規定する中部地方支部防災連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)において定期的に交換を行う情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者に関する事項
 - (2) 協定第4条の規定による代理に関する事項
 - (3) 各支部における防災物資等の備蓄及び整備状況
 - (4) 災害発生後の応援活動のために派遣することのできる職員
 - (5) 配管図等の整備及び保管状況
 - (6) 応援活動に関するマニュアルの整備状況
 - (7) 災害防止対策に関する調査研究の結果及び参考となる資料
- 2 連絡協議会の事務は、中部地方支部長である事業体が処理する。
- 3 協議すべき事項がない場合は、第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項の情報の交換をもって、連絡協議会の開催に代えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特に協議すべき事項があるときは、県支部長は中部地方支部長に開催を要請するものとし、中部地方支部長が開催の必要があると認めたときは、連絡協議会を開催するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年10月15日から実施する。
- 2 この要領の実施に伴い平成27年4月1日から実施された「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領」は、その効力を失う。

平成29年10月6日

公益社団法人日本水道協会中部地方支部長
名古屋市長 河村 たかし

公益社団法人日本水道協会愛知県支部長
豊橋市長 佐原 光一

公益社団法人日本水道協会三重県支部長

津 市 長 前葉 泰幸
公益社団法人日本水道協会静岡県支部長
静 岡 市 長 田辺 信宏

公益社団法人日本水道協会岐阜県支部長
岐 阜 市 長 細江 茂光

公益社団法人日本水道協会福井県支部長
福 井 市 長 東村 新一

公益社団法人日本水道協会石川県支部長
金 沢 市 長 山野 之義

公益社団法人日本水道協会富山県支部長
富 山 市 長 森 雅志

公益社団法人日本水道協会長野県支部長
長 野 市 長 加藤 久雄

公益社団法人日本水道協会新潟県支部長
新 潟 市 長 篠田 昭

5 三重県内消防相互応援協定（三重県、市町村、消防一部事務組合）

第1章 総則

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、三重県内の市町及び消防組合（以下「市町等」という。）が相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定区域は、三重県全域とする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害とは、次の各号に定める災害とする。

- （1）大規模又は特殊な災害及び事故等により被害が発生した市町等の消防力では災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- （2）市町等の境界付近において、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、被害の拡大防止等を図るため隣接する市町等の応援の必要がある災害

（応援隊の編成）

第4条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関により構成される消防隊、救助隊、救急隊、その他必要な部隊（以下、「応援隊」という。）によるものとする。ただし、消防団の応援については、地域実情に応じて行い、その出動については市町の長、消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定の経費負担に関する事項を除き適用しないものとする。

（応援要請）

第5条 被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、第3条第1号の災害が発生した場合、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に知事を通じて応援要請を行うことができる。

- 2 知事は、前項に規定する要請があった場合、受援側の長、応援側の長及び代表消防機関の長に対し必要な指導及び連絡調整を行うものとする。
- 3 受援側の長は、第3条第2号の災害が発生した場合、隣接する市町等の長に応援要請を行うことができる。この場合において、隣接市町等の長（以下「隣接応援側の長」という。）がその災害等の発生を覚知し、応援隊を派遣した時は、これを要請に基づく応援とみなす。

（いとまなき場合の応援）

第6条 応援側の長は、第3条第1号の災害が発生した場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、前条第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、応援隊を出動させることができる。この場合、受援側の長から応援の要請があったものとみなす。

- 2 知事又は代表消防機関の長は、第3条第1号の災害が発生した場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、前条第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、応援側の長に応援隊の出動を要請することができる。この場合、受援側の長から応援の要請があったものとみなす。

（応援要請方法等）

第7条 応援要請方法等、この協定の実施に必要な事項は、三重県消防広域応援基本計画に基づくものとする。

- 2 その他、前項の計画に定めのない場合は、必要に応じて協定市町等の消防長が協議して定めることとする。

（応援隊の派遣）

第8条 応援側の長は、第5条第1項、第3項又は第6条第2項の規定により応援要請を受けたとき、応援側の市町等の消防力に支障が生ずる等の特別の理由がない場合のほかは応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、第5条第1項又は第6条第2項の要請を受け応援隊を派遣する場合、知事及び代表消防機関の長に対し、出動部隊、隊員の氏名、無線の呼び出し名称等必要な事項について報告するものとする。

（応援隊の指揮）

第9条 応援隊の指揮は、受援側の長又はその委任を受けた者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接行うことができる。

2 応援隊の長は、前項の規定により指揮を受け活動した場合、その結果について適宜、授援側の長又はその委任を受けた者に報告するものとする。

(経費負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 授援側の長が負担する経費

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費、食料費

イ 当該応援のために特別に必要なとなった修理費

ウ 賞じゅつ金等(当該対象となる者が属する市町等の条例に基づき算出した額とする。)

エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等(授援側の市町等に対して当該損害を対象とした保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額とする。)ただし、授援側の市町等の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は授援側の市町等の負担とする。

オ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等資材費

(2) 授援側の長又は隣接授援側の長が負担する経費

ア 旅費、出動手当

イ 公務災害補償に要する経費

ウ 被災地への移動中及び被災地からの帰還中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費

(事務局)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、本協定に関する事務局を三重県に置くものとする。

(疑義)

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

2 前項の協議において、必要なときは県において調整を図ることができる。

(他の協定との関係)

第13条 この協定を締結した市町等が、当該市町等の間で締結しているこの協定以外の協定とこの協定が競合する場合には、この協定を優先させるものとする。

(代表消防機関)

第14条 この協定に規定する代表消防機関は、四日市市消防本部とする。

2 代表消防機関が、その任務を遂行できない場合には、津市消防本部又は知事が指名した消防本部が代行消防機関としてその任務を遂行するものとする。

附 則

1 この協定は、平成19年3月1日から施行する。

2 この協定の締結に伴い、平成10年7月1日に締結した「三重県内消防相互応援協定」は廃止する。

3 この協定の成立を証するため協定書35通を作成し、県及び協定市町等において各1通を保管する。

6 災害発生時における伊勢市と伊勢市内郵便局の協力に関する協定（伊勢市内郵便局）

三重県伊勢市（以下「甲」という。）と伊勢市に所在する郵便局（伊勢郵便局と沼木郵便局を代表とする別表の郵便局（以下「乙」という。））は、伊勢市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、伊勢市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
 - (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(注)
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったものうち協力できる事項
- (注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 伊勢市 危機管理部長
- 乙 日本郵便株式会社 伊勢郵便局 総務部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 3月29日

甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
市長

乙 伊勢市岩渕3丁目6番10号
日本郵便株式会社 伊勢郵便局
局長

伊勢市上野町1356
日本郵便株式会社 沼木郵便局
局長

(別 表)

伊勢郵便局	宮本郵便局	伊勢筋向橋郵便局
伊勢辻久留郵便局	小俣郵便局	豊浜郵便局
伊勢北浜郵便局	沼木郵便局	伊勢一之木郵便局
城田郵便局	御菌郵便局	伊勢御菌長屋郵便局
伊勢神社郵便局	五十鈴川郵便局	伊勢河崎郵便局
伊勢大湊郵便局	二見郵便局	伊勢古市郵便局
伊勢朝熊郵便局	伊勢御木本通郵便局	伊勢浜郷郵便局
伊勢船江郵便局	伊勢外宮前郵便局	

7 避難場所の相互利用に関する覚書（鳥羽市）

鳥羽市（以下「甲」という。）と伊勢市（以下「乙」という。）とは、災害時における避難場所の相互の利用について、次のとおり覚書を交換する。

（趣旨）

第1条 災害時において、甲（又は乙）の住民が避難する場合、乙（又は甲）の避難所に避難する方がより安全であると判断できるときは、甲、乙双方の住民は、相互に避難場所を利用できるものとする。

（避難事由）

第2条 避難しようとする甲（又は乙）の住民が、乙（又は甲）の避難場所を利用できる場合は、次のとおりとする。

- （1） 甲（又は乙）の避難所より乙（又は甲）の避難所への移動距離が近いとき
- （2） 道路冠水や浸水等周囲の災害状況により、乙（又は甲）の避難場所に避難する方がより安全に避難できるとき
- （3） 甲（又は乙）の住民が、観光や仕事等で乙（又は甲）に滞在中に災害に遭遇したとき

（避難の期間）

第3条 甲（又は乙）が乙（又は甲）の避難所を利用できる期間は、緊急やむを得ない期間とし、災害による危険がなくなると認められる時、又は避難者を受入れた乙（又は甲）の判断で避難所を閉鎖するときは、直ちに当該避難所を退去するものとする。

（報告義務）

第4条 甲（又は乙）の住民が、乙（又は甲）の避難所を利用しようとするときは、避難者の人数、年齢、性別、避難時間等を乙（又は甲）に通報する。また甲（又は乙）が避難所を開設している最中、避難者の中に乙（又は甲）からの避難者がいることが判明したときは、その旨乙（又は甲）に通報することとする。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度両市が協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第6条 この協定は、平成13年12月19日から効力を生じるものとする。

この覚書の締結を証するため、本通を2通作成し、双方記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成13年12月19日

鳥羽市長 井村均

伊勢市長 水谷光男

8 災害時相互応援協定（西条市）

伊勢市と西条市は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）時の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、いずれかの市域に災害が発生した場合、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 救援、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する市は、次の事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、後日速やかに災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、品名及び数量等
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、種類及び数量並びに提供期間
- (4) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種及び人員並びに派遣期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の自主出動）

第4条 災害が発生し、被災市との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

（連絡担当部課）

第5条 両市は、あらかじめ連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、応援を行った市が負担する。
- (2) 応援物資の調達その他応援に要した経費は、応援を受けた市が負担する。

（平常時における活動等）

第7条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

（効力の発生）

第8条 この協定は、平成14年10月10日から効力を生じるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し双方及び立会人署名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成14年10月10日

三重県伊勢市長	水谷光男
愛媛県西条市長	伊藤宏太郎
立会人	
三重県伊勢市議会議長	豊田喜富
立会人	
愛媛県西条市議会議長	青木五十司

覚 書

伊勢市と西条市は、平成14年10月10日付けの災害時相互応援協定書（以下「協定」という。）第6条応援経費の負担について、次のとおり確認するものとする。

（職員派遣経費の負担）

第1条 協定第6条第1号に規定する職員の派遣に要した経費は、法令その他別に定めのある場合を除くほか、次に定めるところにより負担するものとする。

- (1) 応援を行った市の職員が、応援業務により負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った市が負担する。
- (2) 応援を行った市の職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務中に生じたものについては、応援を要請した市が、また、応援の往復の途中において生じたものについては、応援を行った市が賠償の責を負う。

（応援物資調達等経費の負担）

第2条 協定第6条第2号に規定する、応援に要した経費には次のものを含むものとする。

- (1) 車両、資機材等の借上料
- (2) 車両、資機材等の燃料費
- (3) 車両、資機材等の輸送費
- (4) 車両、資機材等の破損又は故障が生じた場合の修理費

（経費の繰替支弁）

第3条 応援を行った市は、応援を受けた市が負担すべき経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合には、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成14年10月10日

三重県伊勢市
伊勢市長 水谷光男

愛媛県西条市
西条市長 伊藤宏太郎

9 三重県災害等廃棄物処理応援協定（県内市町村、広域環境組合）

（目的）

第1条 この協定は、災害等の発生時に三重県（以下「県」という。）、三重県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに市町村等が設置する一般廃棄物処理施設等の事故等又はその他応援を要すると認められる事故等をいう。

2 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

（1）一般廃棄物の処理に必要な施設、機材、物資等の提供及び斡旋

（2）一般廃棄物の処理に必要な職員の派遣及び処理業者の斡旋

（3）前2号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

4 この協定において「応援要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、他の市町村等に応援の要請を行う市町村等をいう。

5 この協定において「応援市町村」とは、応援要請市町村からの応援要請を受託し、応援を行う市町村等をいう。

6 この協定において「ブロック」とは、別表に掲げる市町村等で構成する区域とする。

（広域応援体制の組織）

第3条 災害等の発生時に迅速かつ適切な一般廃棄物の処理を実施するため、県内を9ブロックに分け、各ブロックに幹事市を置く。

2 災害等の状況から市町村等での一般廃棄物処理が困難で、他市町村等からの応援が必要となった段階から、広域応援体制として三重県災害等廃棄物処理対策本部（以下「本部」という。）を県庁に、三重県災害等廃棄物処理現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を被災市町村等の属するブロックの幹事市を所管する県民局に設置し、相互に協力する。

なお、災害等が局所的で本部及び現地連絡本部の設置が必要がないと判断される場合には、本部及び現地連絡本部は設置しないものとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。また、三重県地域防災計画で規定する地方災害対策部が設置されたときは、現地連絡本部はそれに包括される。

（本部）

第4条 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は三重県環境森林部長を、副本部長は環境森林部資源循環室長をもって充てる。

2 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。

3 本部の構成員は本部長が指名する者をもって構成する。

（現地連絡本部）

第5条 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

2 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。

3 現地連絡本部は現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

（応援要請）

第6条 災害等により一般廃棄物の適切な処理が困難となった場合、応援要請市町村は県へ応援の調整を要請し、県は応援要請市町村における災害等の発生状況や応援要請内容を踏まえ、応援要請市町村の属するブロックの幹事市と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町村等へ応

援を要請する。

なお、応援要請市町村が直接近隣の市町村等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

- 2 応援要請市町村の属するブロック内の応援で適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市と調整し、他ブロックの市町村等へ応援を要請する。
- 3 県内のブロック間の応援では適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他県へ応援を要請し調整を図る。
- 4 応援市町村は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。
- 5 直接一般廃棄物の処理を行わず、民間業者等への委託又は許可により処理を実施している市町村等においては、応援要請市町村と民間業者間の斡旋等の仲介を行うことにより、応援が円滑に実施できるようにするものとする。
- 6 応援要請は、次の条項をできるだけ明確にし、災害等において使用可能な伝達手段により行い、県への応援調整要請を応援調整要請書（様式第1号）により、又、応援市町村への応援要請を応援要請書（様式第2号）により速やかに行うものとする。
 - (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
 - (2) 必要とする業務の内容、施設及び処理量の見込み
 - (3) 必要とする人員、物資、車両、資機材等の品名及び数量
 - (4) 応援要請の場所及び期間
 - (5) 連絡責任者
 - (6) その他必要な事項（経費の負担）

第7条 応援に要する経費は、原則として応援要請市町村がこれを負担するものとし、支払い方法等については応援要請市町村、応援市町村の双方で協議し、決定するものとする。

- 2 応援要請市町村が負担すべき経費のうち、応援市町村の処理に要する経費については、その内容を考慮し、市町村等及び県で協議のうえ取り決めるものとする。
 - 3 応援市町村の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。
- （他の協定との関係）

第8条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない。

（民間業者への協力要請）

第9条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

（県の組織変更に伴う措置）

第10条 県組織の変更が生じた場合、この協定書の第4条に規定する本部長は変更後の組織の廃棄物を所管する部の長を、又、副本部長は変更後の組織で環境森林部資源循環室長と同等の役職の職員を充てるものとする。

（市町村等の組織変更に伴う措置）

第11条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には、新たに構成する市町村等はこの協定を承継したものとする。

（協議）

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

（実施期日）

第13条 この協定は平成16年10月29日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書80通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年10月29日

津市長	近藤康雄
四日市市長	井上哲夫
伊勢市長	加藤光徳
	(略)
二見町長	辻三千宣
小俣町長	奥野英介
御菌村長	中北隆敏
	(略)
伊勢広域環境組合	
管理者	加藤光徳
三重県知事	野呂昭彦

10 津波に対する緊急避難施設としての使用に関する協定書（伊勢警察）

二見町長 辻 三千宣（以下「甲」という。）と、伊勢警察署長 玉木優次（以下「乙」という。）との間に、津波から二見町住民及び観光客（以下「住民等」という。）の安全を確保するための緊急避難施設（以下「避難ビル」という。）の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙の所有する次に掲げる建物を津波襲来の恐れがある時は、応急施設として一時的に避難ビルとして住民等に使用させることができるものとする。

- (1) 住 所 度会郡二見町大字西1017番地363
- (2) 名 称 カーサ二見
- (3) 構造等 A棟 鉄筋コンクリート造 4階建て 1,469.24㎡
B棟 鉄筋コンクリート造 4階建て 1,469.24㎡
- (4) 使用場所 A・B棟の3階以上の階段、通路

（使用時間）

第2条 避難ビルの使用時期は、突発地震等が発生した直後、津波の恐れがあるときに、一時的に避難できるものとする。

（使用料）

第3条 使用料は無料とする。

（現状回復等）

第4条 住民等が建物器物等をき損、汚損した場合は、甲が現状回復するものとし、更に避難の際に生じた住民等に係る一切の事故についての責任は、甲が負うものとする。

（住居者のプライバシー保護）

第5条 居住者のプライバシー保護のため、住民等の使用する場所は、管理人の指示に従うものとする。
（有効期間）

第6条 この協定は、平成17年3月1日からその効力を有するものとし、協定を解除する場合は、甲乙協議のうえ、甲が乙に文書をもって協定の終了の通知するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年3月1日

甲 度会郡二見町大字江420番地1

二見町長 辻 三千宣

乙 伊勢市神田久志本町1481番地3

伊勢警察署長 玉木 優次

1 1 災害時の葬祭業務に関する協定（三重県葬祭業協同組合、伊勢農業協同組合、規格葬儀取扱指定 6 業者）

伊勢市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、災害時における葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、伊勢市内に地震、風水害、その他の災害が発生し、（以下「災害時」という。）多数の死者が集中的に発生した場合における葬祭用品の供給等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時の葬祭用品の供給等を必要とするときは、乙に対し葬祭用品の供給等の協力を要請することができることとし、乙は次の各号に掲げる葬祭用品の供給等の協力を甲にするものとする。

- (1) 棺（棺用マット、棺布団、棺覆、仏衣、ドライアイスを含む）の供給
- (2) 骨つぼ、骨箱（骨箱覆、骨上箸を含む）の供給
- (3) その他甲が指定する業務

（協力要請）

第 3 条 甲は乙に協力の要請をするにあたっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等を持って連絡するものとし、事後、甲は文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請した理由
- (2) 要請した葬祭用品の供給等の数
- (3) 履行期間
- (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第 4 条 乙は、甲から第 2 条に定められた協力の要請を受けたときは、誠実に甲に協力するものとする。

（報告）

第 5 条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 葬祭用品の供給数の数
- (2) 従事者名
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第 6 条 葬祭用品の供給等の協力に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第 7 条 乙は、葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に請求するものとする。

（経費の支払）

第 8 条 甲は、前条の規定に基づき、乙から支払の請求があった場合には、速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第 9 条 甲が負担する経費の価格は、伊勢市地域防災計画に定められた費用の限度額の範囲内で、甲、乙協議するものとする。

（協議）

第 10 条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおの 1 通を保有する。

平成 17 年 4 月 20 日

甲 伊勢市
伊勢市長 加藤光徳

乙

協定先・・・規格葬儀取扱指定6業者 三重県葬祭業協同組合、伊勢農業協同組合
災害時の葬祭業務に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この協定実施細目は、災害時における葬祭用品の供給等についての協力に関する伊勢市との協定(以下「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この協定実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(葬祭用品)

第2条 協定第2条に規定する葬祭用品の仕様については、別表1のとおりとする。

(要請書)

第3条 協定第3条に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(供給等協力報告書)

第4条 協定第4条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(経費の請求方法)

第5条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す葬祭用品の供給等の業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施日)

第6条 この協定実施細目は、平成 年 月 日から実施する。

この協定実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成17年4月20日

甲 伊勢市

伊勢市長 加藤光徳

乙

別表 1

品目	仕様	備考
寝 棺	プリント化粧合板 6分板 窓付 長 1800×幅 470×高 370	
大 棺	白木一枚板 6分板 長 1950×幅 510×高 490	
小 棺	白木一枚板 6分板 子供用 2尺	
寝棺マット	スチロール系ビニール テープ付	
棺 覆	無地 窓付	寝棺用
棺 布 団	綿入三点セット 天人	
仏 衣	無地 大 足袋付	
骨つぼ	(大) 白磁 6号 (中) 白磁 5号 (小) 白磁 4号	
骨 箱	(大) 桐箱 7号 (中) 桐箱 6号 (小) 桐箱 5号	
骨 箱 覆	(大) 金・銀 7号 (中) 金・銀 6号 (小) 金・銀 5号	
骨 上 箸	袋入	

※同等品も可とする。

13 災害時における特設公衆電話に関する協定書（西日本電信電話株式会社三重支店）

伊勢市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社三重支店（以下「乙」という。）は、東海地震等の大規模災害等が発生した場合、甲が所有する避難場所において、避難者の通信手段を確保するため、事前に特設公衆電話を設置することについて、次のとおり協定を締結する。

（設置場所）

第1条 乙が設置する特設公衆電話の設置場所は、別表1のとおりとする。

（特設公衆電話の設置等）

第2条 特設公衆電話の電話回線の敷設工事等は、乙の責任において設置する。ただし、避難場所の配管工事及び端子箱等の設置は、甲の責任において設置する。

（特設公衆電話の開設等）

第3条 甲は、避難場所に住民が避難したときは、特設公衆電話を開設することができる。甲は、乙から特設公衆電話の開設要請があった場合は、特別の理由がない限り、これに協力する。

（特設公衆電話の運用等）

第4条 特設公衆電話の運用方法については、次のとおりとする。

- （1）特設公衆電話用電話機（以下「電話機」という。）は、甲の善良なる管理者の注意をもって、特設公衆電話回線に接続することなく保管する。
- （2）特設公衆電話を開設するときは、甲が電話機を特設公衆電話回線に接続することができる。
- （3）甲は、災害時及び防災訓練等の特別な理由がない限り、電話機を特設公衆電話回線に接続しない。
- （4）甲は、平常時に甲、乙以外の者が特設公衆電話回線を使用しているのを発見した場合は、速やかに乙に連絡する。
- （5）乙は、平常時に特設公衆電話回線の通信料等が発生した場合、甲に事前通知することなく当該回線を一時的に停止することができる。

（特設公衆電話の通信料等）

第5条 特設公衆電話の通信料は無料とする。

（特設公衆電話の撤去等）

第6条 当該避難場所が、避難所指定から除された場合、乙は、遅滞なく当該回線を撤去する。

（協議）

第7条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第8条 この協定は、平成17年10月20日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書を持って協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年10月20日

甲 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号
伊勢市長 加藤 光徳

乙 三重県津市桜橋2-149
西日本電信電話株式会社
三重支店長 伊藤 彰敏

別表 1

施設名	設置場所	住所
豊浜東小学校	校舎 2 階 踊り場	伊勢市東豊浜町 2 2 9
大湊小学校	体育館 玄関	伊勢市大湊町 1 1 1 8-1 9 4
東大淀小学校	体育館 玄関	伊勢市東大淀町 3 5 1
北浜小学校	体育館 玄関	伊勢市村松町 3 2 9 2
北浜中学校	体育館 玄関	伊勢市東大淀町 1 5

災害時における特設公衆電話の設置場所追加に関する協定

伊勢市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社三重支店（以下「乙」という。）は、平成 17 年 10 月 20 日に締結した災害時における特設公衆電話に関する協定書（以下「原協定書」という。）について、乙が設置する特設公衆電話の設置場所を追加するため、次のとおり協定を締結する。

1. 原協定書第 1 条（設置場所）関係

原協定書第 1 条の別表 1 に、次の設置場所を追加することとする。

施設名	設置場所	住 所
神社小学校	体育館 玄関	伊勢市神社港 294
今一色小学校	体育館	伊勢市二見町今一色 3
二見小学校	体育館 ステージ横	伊勢市二見町荘 1500
二見中学校	校舎 3 階 多目的スペース	伊勢市二見町荘 2037-2

この協定を証するため、本書 2 書を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を原協定書と共に保有する。

平成 19 年 1 月 16 日

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 2 9 号
甲 伊勢市長 森 下 隆 生

津市桜橋二丁目 1 4 9 番地
乙 西日本電信電話株式会社
三重支店長 伊 藤 彰 敏

1 4 災害時要援護者の要援護者避難所として施設等を使用することに関する協定書 (関係法人 10 団体[14 施設])

(趣旨)

第 1 条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、伊勢市（以下「甲」という。）が ○○○（以下「乙」という。）に対し、要援護者避難所として施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 伊勢市災害時要援護者登録制度に登録している者
- (2) 上記に掲げる者に準ずる状態にある者

(施設の使用の要請)

第 3 条 甲は、要援護者があらかじめ指定する避難所では対応できない場合、次に掲げる施設を要援護者避難所として使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) (施設名)

(協力の受諾)

第 4 条 乙は、甲から第 3 条に定められた協力の要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

(要請の手続等)

第 5 条 甲は、第 3 条の規定により施設等の使用について、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先
- (3) 使用する期間

(要援護者等の移送)

第 6 条 乙は、甲の依頼があった場合は、避難が必要な要援護者等の自施設への移送を行うよう努めるものとする。ただし、それによりがたいときは甲乙協議のうえ決定するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第 7 条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護ができるようボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第 8 条 要援護者が利用期間内に要した経費については、原則として協力を要請した甲の負担とする。ただし、甲が負担する経費の価格については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(受入可能人員等)

第 9 条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、必要物資の調達等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第 10 条 協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協定の解除)

第 11 条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3 カ月前に文書で相手方に通知しなければならない。

(疑義の解決)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

平成 18 年 6 月 1 日に締結した「災害時要援護者の福祉避難所として施設等を使用することに関する協定書」は、本協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 26 年 8 月 27 日

伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号

甲 伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙

締結先法人名	使用施設名	施設所在地
社会福祉法人 伊勢医心会	特別養護老人ホーム 神路園	伊勢市二俣町577番地9
	養護老人ホーム 万亀会館	伊勢市二俣町577番地1
社会福祉法人 邦栄会	特別養護老人ホーム 双寿園	伊勢市河崎3丁目15番33号
	特別養護老人ホーム 第2双寿園	伊勢市河崎3丁目15番33号
社会福祉法人 福德会	特別養護老人ホーム 白百合園	伊勢市上地町3130番地
	介護老人保健施設 上野の郷	伊勢市上野町字外野2855番地1
社会福祉法人 慈恵会	特別養護老人ホーム 正邦苑	伊勢市村松町3294番地1
	特別養護老人ホーム 正邦苑 静乾	伊勢市村松町3355番地1
社会福祉法人 ウエルケア	特別養護老人ホーム 伊勢あさま苑	伊勢市朝熊町字杖ヶ口3074番地11
医療法人社団 愛敬会	介護老人保健施設 山咲苑	伊勢市楠部町若ノ山2605番地13
社会福祉法人 五十鈴会	特別養護老人ホーム いすず苑	伊勢市楠部町若ノ山2605番地33
社会福祉法人 洗心福祉会	ふたみ介護老人保健施設 シルバーケア豊壽園	伊勢市二見町三津字池田855番地
伊勢赤十字病院	伊勢赤十字老人保健施設 虹の苑	伊勢市船江一丁目471番2
わたらい老人福祉施設組合	老人ホーム 高砂寮	伊勢市小俣町宮前38番地

15 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（イオン株式会社 中部カンパニー）

（趣旨）

第1条 伊勢市（以下「甲」という。）とイオン㈱伊勢店（以下「乙」という。）とは、伊勢市内に地震、風水害その他による災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について協定を締結する。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が伊勢市災害対策本部または伊勢市地震災害警戒本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が供給生活物資を必要とするときには、甲は、乙に対して乙の取扱商品の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取扱商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資の内容は、予め甲乙協議して定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた応急生活物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（応急生活物資供給の要請手続等）

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第7条 応急生活物資の搬入先までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定するものが行うものとする。

（費用）

第8条 第4条および第7条の規定により乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が取扱商品の優先供給および運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成18年7月1日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（雑則）

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年6月29日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 森下隆生

乙 三重県伊勢市楠部町乙160-2
イオン株式会社 中部カンパニー 中南勢事業部
伊勢店店長 簾内滋雄

16 大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定（イオン株式会社 中部カンパニー）

伊勢市内で大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、伊勢市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、乙の所有する駐車場の使用に関する支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において乙の所有する平面駐車場の一部を市の一時避難場所として一時使用する場合における必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする大規模災害とは、多数の火災、救急救助事故が発生する次の各号に掲げるものとする。

（1）大規模地震災害

（2）その他前号に準じる大規模な災害および政府より激甚災害に指定された災害

（避難場所）

第3条 甲は、次に掲げる場所を一時避難場所として指定し、その旨を地域防災計画及びハザードマップ等で公表するものとする。

名称 イオン株式会社 ジャスコ伊勢店 平面駐車場の一部

位置 伊勢市 楠部町 乙 160番2号

（協力内容）

第4条 甲は、大規模災害が発生した場合において、前条に掲げる平面駐車場の一部を一時避難場所として使用することができる。

2 甲は、乙の自衛消防活動および、事業運営を阻害しない範囲について使用する。

（使用期間）

第5条 第3条に掲げる場所を避難場所として一時使用する期間は、甲が乙に対して協力要請を行ったときから、概ね一週間とし、乙の判断によって決定するものとする。

（運営）

第6条 乙は、当該避難場所を使用させる場合において必要があると認めるときは、甲の職員を当該避難場所へ派遣するよう甲に要請することができる。

（訓練等）

第7条 甲及び乙は、この協定の効果的な運用を図るため、相互および合同訓練等の実施に努めるものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が協定に基づく協力により要した費用は、乙の負担とする。

2 乙が当該避難場所を甲に使用させたことに関し発生した損害のために生じた費用は、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては甲が負担するものとし、乙は、復旧が完了した後、これを甲に請求するものとする。

（変更及び廃止）

第9条 乙は、当該避難場所の名称若しくは位置を変更し、又は閉店時等避難場所としての機能の廃止を決定したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により当該避難場所の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該避難場所の使用が想定される地域の住民にその旨を通知しなければならない。

（協議）

第10条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成18年7月1日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（雑則）

第12条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。
平成18年6月29日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 森 下 隆 生

乙 三重県伊勢市楠部町乙160-2
イオン株式会社 中部カンパニー 中南勢事業部
伊勢店店長 簾 内 滋 雄

17 地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定（（社）三重県建設業協会伊勢支部、伊勢GIS協同組合、伊勢広域上下水道協同組合）

伊勢市、伊勢市水道事業及び伊勢市下水道事業（以下「甲」という。）と（社）三重県建設業協会伊勢支部（以下「乙」という。）、伊勢GIS協同組合（以下「丙」という。）及び伊勢広域上下水道協同組合（以下「丁」という。）は、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の調査及び緊急に復旧する工事（以下「災害応急工事」という。）の施工に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川、水道施設及び下水道施設等の公共土木施設（以下「公共施設」という。）に災害が発生した際に、甲、乙、丙及び丁が協力し連絡調整を図り、速やかに調査及び災害応急工事を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

また、大規模地震等に際しては、甲の管理する道路以外の主要道路の状況についても4者が協力し、緊急輸送に必要な道路の確保について状況調査を行うものとする。

（定義）

第2条 この協定において「調査」とは、公共施設と緊急輸送に必要な道路の被災状況把握及び災害応急工事の計画・施工に関する調査とする。

2 「災害応急工事」とは2次災害の発生・誘発の恐れがある場合、及び緊急物資や復旧作業に係る人員輸送ルートの確保等緊急に対策が必要な場合における仮復旧工事及び仮設工事等とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害の調査及び災害応急工事を実施する必要がある際は、乙、丙及び丁に協力を要請する。

2 乙、丙及び丁は前項の要請があった際は、調査及び災害応急工事の実施について甲に協力するものとする。

（緊急連絡応援体制ネットワーク）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、協力要請や情報共有のため、別紙のとおり緊急連絡応援体制ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を確立するものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、前項の体制に変更が生じた場合、速やかにネットワークを作成し、これを甲が取りまとめ、協定者間のネットワークの確立を図るものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、第3条第1項に掲げる協力要請を行う際は、協定者間で協議し、乙、丙及び丁に別紙要請書により要請するものとする。

（災害応急工事及び調査の実施）

第6条 乙、丙及び丁は、甲の指示に従い災害応急工事及び調査を実施するものとする。但し、緊急を要する場合で連絡が不可能である場合は、乙、丙及び丁の判断により災害応急工事、調査を実施するものとし、必要に応じて乙、丙及び丁が相互連絡し協働するものとする。

2 前項の緊急を要する場合で連絡が不可能である場合に実施された災害応急工事、調査については被災後3日以内に着手前の状況、施工数量等を写真及び計算書等で甲に報告し、甲は直ちに乙、丙又は丁と協議を実施し要請書を作成するものとする。

3 甲の要請する災害応急工事及び、前項で乙、丙及び丁が実施する災害応急工事の内容については下記のとおりとする。

- 公共施設状況及び緊急輸送道路状況の調査
- 崩土、倒木等の交通障害物の除去
- 増破防止措置
- 仮復旧及び仮設工事
- 構造物等の安定計算及び設計
- 避難所及び収容施設の応急補修
- 応急建築資材の収集
- その他必要な措置

（費用の精算）

第7条 甲は、第3条の協力要請に要した費用について、前条において実施された内容を確認し、災害発生時の甲の採用する積算基準等により精算を行う。

（訓練・研修の実施）

第8条 甲、乙、丙及び丁は、緊急時を想定した連携訓練を毎年1回以上実施するものとし、その内容・結果等について、4者で協議・改善していくものとする。

2 甲、乙、丙及び丁が緊急時に適切な判断により調査又は災害応急工事に着手できるよう、甲は、乙、丙及び丁に緊急輸送道路や各公共施設の重要度などについての研修を毎年1回以上実施するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、期間満了の日から30日前までに、甲、乙、丙又は丁がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁は押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成18年7月3日

甲：三重県伊勢市岩渕1丁目7-29
伊勢市 伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市水道事業
伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市下水道事業
伊勢市長 森 下 隆 生

乙：三重県伊勢市勢田町杉谷438-6
(社) 三重県建設業協会伊勢支部
支部長 山 野 稔

丙：三重県伊勢市勢田町612-7世古口ビル2F
伊勢GIS協同組合
代表理事 宿 一 洋

丁：三重県伊勢市岩渕1丁目6-23
伊勢広域上下水道事業協同組合
代表理事 松 崎 利 男

18 災害時における物資提供に関する協定書（コカ・コーラ セントラルジャパン株式会社）

伊勢市（以下「甲」という。）とコカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の提供について次ぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における清涼飲料水（以下「物資」という。）の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、市内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部を設置したときは乙に物資の提供について要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型のものという。以下「自販機」という。）の機内在庫の製品を甲に無償で提供するものとする。

3 前項のほか、避難所その他の公共施設についても必要な物資を無償で提供するものとし、提供する物資の数量については、甲乙の協議により決定するものとする。

4 前2項の場合において、乙は、速やかに供給、備蓄等の体制を整え、万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じたときは、甲に協議するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請は、「災害時における物資提供の要請書（別途様式）」により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の前1月までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成18年7月10日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 森下隆生

乙 名古屋市東区砂田橋四丁目1番47号
コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
法人営業統括部
執行役員 法人第一営業部長 有馬正博

19 災害時における物資供給に関する協定書（伊勢志摩総合地方卸売市場、青果市場、魚類市場）

（目的）

第1条 伊勢市（以下「甲」という。）と伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社（以下「乙」という。）、伊勢山田青果株式会社（以下「丙」という。）及び株式会社伊勢魚類市場（以下「丁」という。）は、地震・風水害等の災害が発生、または発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、物資供給に関する協定を締結する。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が伊勢市災害対策本部または伊勢市地震災害警戒本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、甲が必要とする物資について乙を通して丙及び丁の取扱商品の供給協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙、丙及び丁は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取扱商品の優先供給に積極的に努めるものとする。

（物資）

第5条 前条の取扱商品は、予め甲、乙、丙、丁が協議して定めておくものとする。

2 乙、丙及び丁は、甲の要請があったときは、前項により定めた取扱商品以外の商品についても可能な範囲で協力するものとする。

（要請の方法等）

第6条 甲は、第3条、第4条及び第5条に定める協力の要請を行う際は、乙を通して丙及び丁に要請書をもって要請するものとする。ただし、やむをえない場合は、甲は直接丙、丁に要請することができる。

2 緊急を要する協力の要請は、口頭または電話等により行い、後日要請書を提出するものとする。

3 甲、乙、丙、丁は、連絡体制、連絡方法等について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努め、変更が生じた場合は直ちにそれぞれに連絡するものとする。

（物資の運搬）

第7条 第4条及び第5条に定める取扱商品及び取扱商品以外の物資の運搬は、甲または甲の指示するものが行うものとする。

（代金）

第8条 甲は、第4条及び第5条により、丙及び丁が供給する商品の代金を負担するものとする。

2 前項に定める代金は、丙及び丁が取扱商品の優先供給終了後、丙及び丁の提出する納品書に基づき、災害時直前の適正価格を基準として、甲、乙、丙、丁協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定める事項を円滑に進めるため、甲、乙、丙、丁は定期的に協議を行うものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了日前30日までに、甲、乙、丙又は丁がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁は押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成19年1月12日

甲：三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 森 下 隆 生

乙：三重県伊勢市西豊浜町141番地1
伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社
代表取締役 森 下 隆 生

丙：三重県伊勢市西豊浜町出雲141番地
伊勢山田青果株式会社
代表取締役社長 辻 井 宏 文

丁：三重県伊勢市西豊浜町出雲141番地
株式会社伊勢魚類市場
代表取締役社長 森 北 和 衛